古史傳

自第百六段
至第百十二段

廿一

和書門
類 二〇二六一
號
函 五三
架 二五
冊 二二

内閣文庫
和書
類
號 二〇二六一
冊 二二
函 一四〇
架 一七

内閣文庫
番號 和 20261
冊數 22 (21)
函號 140 183

Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite
国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

書籍館印

古史傳二十一之卷

神代下一之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤
孫　延胤　續攷

淺草文庫

天照大御神之命以而。豐葦原。千秋長五百秋之水穗國者。我御子正哉吾勝勝速日天忍穗

耳命出可知国也。言依賜而。天
降給矣。於是天忍穂耳命。於天
浮橋多多志而。臨睍出詔曰。彼
地者未平矣。伊多久佐夜藝而
在矣。伊那加夫斯凶目杵国歟

詔出而。更還上而。請給天照大
御神矣。爾高皇産靈神。天照大
御神出命以而。於天安河出河
原。神集八百万神集而。於天思
兼神令思而。神議議曰。此葦原

中国者。我御子之可知国。言依
所賜之国也。故於彼国。道速振
荒振国神。如螢光神。邪神等多
在而。磐根木株。草片葉猶能言
語。夜者若火瓮而喧響之。晝者

如狹蝿而沸騰之。先遣誰神而。
将言趣其邪鬼也。詔矣。爾思兼
神。及八百万神等皆議白之。天
穗日命者傑神也。是可遣也白
矣。故遣天穗日命。則乃媚附大

國主神而。至三年不復奏矣。故復遣其子武三熊出大人。亦云健三熊命。亦名大背飯三熊出大人。亦名稲背脛命。亦名天鳥船命。此神亦順其父出事而。返言不申矣。

豐葦原。葦原此事は既に上に出たり。第九十一段の傳見べし。此に豐てふ言の添たるは。師說の如く。始て御子命に事依賜ふ詔なれば。祝てなり。豐は國へ係れる。祝辭なり。葦に係れるには非ず。○千秋長五百秋。師云。こは大殿祭祝詞に。万千秋乃長秋爾大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比氐。とあるを照して思ふに。長字ハ下にかけて。那賀伊富秋を訓べし。上に付て千秋長と訓むもよろし。はた舊事紀に五百秋長と。今一ツ長字あるは。さかしらに添たるひがことなり。上も千秋之を之を添て調宜く讀べし。大嘗祭詞に。天都御食乃長御食能遠御食登皇御孫命乃。大嘗聞食牟爲故爾。皇神等相宇豆乃比奉氐云々。千秋五百秋

爾。平久安久聞食氐。豊明爾明坐牟。皇御孫命能云〻をも而已。書紀よれ千五百秋とあり。ちて神武天皇紀の始よ見さる。神代の年數よを已てハ。万千秋あどれ。何れよかりの事ふめ非ざるを。寿詞と爲て給へるれ如何を云ふ。凡て神代れ事も。世〻なを。經て語り傳ふ儀は〳〵よ。其語ハうおり來ぬる事ぶまだ。此も命短き人の世とありての語を以て傳へしれり。譬へば。稚言よ。八百万代れぞ云を。今の俗言よれ。千秋万歳と云ふ。こまめ細よ云む。八百万年よくらぶまバ。万歳れいくわどよも有ざまども。寿ぐ意れ全同きが如し。但し神武天皇紀の始ふ出さる。神代此年數ハ。詭已ぶるべきこと。弓別お考記せる物あり。

○水穂国。師云水は借字よて。みおくし丸を云ふ。書紀よ。瑞字をか〳〵まさまど。其意よれ非ば迷ふこをかま。穂れ稲穂ぶ已。上よ葦原云〻と云ふ就て。葦の穂と勿思ひまぐ牙そ。末よ大御神の御言ふ。齋庭之穂とあ儀も然已。故古へとり此一字を。伊那煩と訓來おちまを国号の水穂も伊祢といむで。直よ富をい牙む。此も然訓むべきれり。

ちて水穂国と云號も。此齋庭之穂よ由縁ある事ぶ已。猶下れ登由宇氣神の處ふ委く云ぞし。そも〳〵皇御国れ。万の物め事も。異国国をり優まる中よも。稲れ殊よ今ふ至るまで。万国よ卓れて美きれ。神代をり滚き所由あ儀ことぞ。今世諸人かかる美れ御国よ生まて。か〳〵儀えでされ稲穂を。朝暮よ賜バりぶがら。皇神の恩頼をで思ひ奉らで。よしなき他国の事をれみ思ひあおゝふえいゝよぞも。ちて上よ千秋長五百秋を云も。此水穂よ係さ儀祝辭ふて。秋と云ふも穂よ係れる故あり。長く久しく。御子命此水穂を所聞食ぞき国を云ふ意以て名けさ儀国號れる古と。彼大嘗祭祝詞ふ。此同祝辭を美麻命れ。大嘗聞食ぞこをよ係て云儀よても知儀べし。まさ彼大殿祭詞も云ひざ万え替さまど。万千秋云〻はぶ布瑞穂へ係まり。○我御子之可知国也。此時しも

葦原ノ中ツ国は。八千矛ノ神の大国主と治御坐す間なるに。大御神のかく詔ふことは。幽契ある事にかも有ける。其はまだ。伊邪那岐ノ大神大御體の穢を禊竟給へる時に。大御神と須佐之男ノ命と生坐しかば此ノ二柱を。宇豆ノ御子と詔ひて。大御神には。高天ノ原を事依賜ひ須佐之男ノ神には。青海原淖之八百重が所知と言依し賜へり。青海原淖之八百重とは。此ノ国土全をいふ古言にて。即天ノ下を知看せと詔ふ御依なるを。此事ハ第廿九段の傳に委く註へり。須佐之男ノ命は。御母の坐す豫美ノ国へ往坐さでは得有らぬ幽契ありて。御父ノ大神に白して御許を蒙り。彼ノ国へ往坐す事と成りぬるが。

此事は第三十段の傳に委く註へり。姉ノ命天照大御神に。御暇請し給はむとて。高天ノ原に参昇坐して。大御神と御誓の間に。御子生給ひ。後に御荒び有ける頃までは荒御魂のみ進みて。御父大神の。天ノ下治看せとふ御詔畏しとも所思看さぬ狀なるを。第二十二段より第四十三段までの趣を見て知べし。千座置戸の祓を負ひ。祓竟給へる後は。其ノ驗に依て。和御魂の幸ひて。稍々に伊邪那岐ノ大神の。青海原淖之八百重を治看せと詔へる。御言を畏み所思看せる御有趣にて。高天ノ原が逐はまて。再度参上り給へる時に。吾が清き心を以て生る兒等は。姉ノ命に奉ると白給ひ。天ノ忍穂耳ノ命。天ノ穂日ノ命。天津日子根ノ命などを詔へり。天照大御

神。かの三柱女神を須佐之男命に授ひて。多紀理毘賣命。狹依毘賣命。多岐都比賣命を申せり。汝三神は道中に降りて。皇美麻命を助奉れと詔へるは。後に皇美麻命を天降給はむの御心ありて。詔牙流御言なる由を。彼段に註る如くなれば。此事第六十三段・第六十四段を見て知べし。彼時にや。二柱議給ひて。御父伊邪那岐大神の御事依を果さむと定給へりけむ。猶言は。須佐之男大神。天壁立極巡坐して還渡坐し。韓国島は金銀あり。吾御子の治看す国に浮宝有らずは佳らじ。と詔へるは。後に韓を征せ奉り給はむの御心なる事。第六十六段の傳に云る如くなるを。仲哀天皇の御世に。大御神の御誨坐て。征しめ給へる事は。既く二柱神の御誓の中に生坐る御子の。此御国を治看すなくとに。定れる状なること。まさる須佐之男大神の大国主神に云くして。顯国玉神を為れと詔へるは。後に顯国を去し来て。皇美麻命に讓奉らしめ給はむの御心なること。第八十六段に云へるをも思ふべし。故是を以て大御神の。今かく詔牙流なるべし。さて日神の和きは天日の御国に。月神の荒きは。遂に月夜見国に帰給へる。其和き神と荒き神との御誓の中に生坐る御子の。此天下を永く所知看すこと。又淡き所以なるべき事にこそ。抑神代の初より。如此る幽契ありて。所知看し來る天皇の天日嗣に坐しませば。天地の共堅石常石に。動き坐さず移ひ坐さぬも道理なりけり。師説と甚く異なり。合せ考ふべし。○言依賜而の賜は。只崇辭なり。国を賜とふは非ず。さて此に忍穂耳命を高御座に即け給へる事を云べきに。無きは脱たるなり。第百三十三段迹ゝ藝命の処見合すべし。○天降。師云たるは阿麻久陀志と訓べし。天照大御神の詔命以て令降たまふ故なり。久陀

徳れ令降なり。○天ノ浮橋は。天ノ磐船とも云て。天と地との間を。神等の通給ふ時に乗給ふ物なり。委くは第百卅七段の傳に註を見べし。○多々志而は。浮橋に乗て發せ給由なり。此事も。第百三十七段に註すべし。○臨睨は。舊く富是理と訓るに依れり。或説に強て視るを云といふなり。今俗に人の隠事などを探露ては。富是流と云は是なるべし。○未平ハ。伊麻陀志豆麻良受と訓べし。○伊多久は。師云痛なり。万葉に多く此字を書り。また甚字疾字などをも書り。七巻には大とも有り。はた伊多とのみも云り。允恭天皇巻輕太子の御歌に。伊多那加婆とある是なり。痛泣者なり。にて万葉に。伊刀と云にも。痛字甚字を書て同意なり。但し語のおぎきは依て。伊多久と云べき処と。伊刀と云べき処とは異ある字。今の人は其別を知らず。漫に通はし云ふ故に。其文いと拙きこと多し。○佐夜藝而在矣。而矣ハもと。氐祁理をなりしを改めるなり。師云。神武天皇巻にも此言有り。はた同巻伊須氣余理比賣命の御歌に。加是布加牟登曽許能波佐夜牙流。万葉二に。小竹之葉者。三山毛清爾亂友。小竹の葉云々は。風といへねども。風に吹るゝ音なり。はた六に。御山毛清落多藝都。共に清ハ借字にて。佐夜尓は。佐夜具貞を云なり。古今集に。甲斐が根をさやにも見しがなど云るは。さやかによりて別意なり。古今集に小竹之葉のさやぐ霜夜を。顕昭注に。霜のさやかなる夜なりと云るは誤なり。後の歌にも霜さやぐなどを誤りによめる多し。などある如く。物の音の喧しく騒しき事なり。此の佐夜藝ハ。下に道速振神多在とある是なり。なれば

彼処に云べし。偖かく在矣と詔けるは。天ノ浮橋にぞ。此国の状を聞めし視そなはして痛喧擾て在ろるよなと。歎き給ける御辭なり。伊豆山縁起に。彼山は。天ノ忍穂耳ノ命の。始めて天降坐る地と傳ふること信ならバ。此ノ時なるべき事。第九十二段の傳ふるに云へるを見るべし。◯伊那加夫斯は本に不須也。頗傾也と書て訓註り。此ノ云フ伊那加夫志とあり。字はよくも當らねど假字にかきね。伊那ハ否にて。今ノ言ふ伊夜と云ふに同じきなと既にいへり。加夫斯ハ。上の八千矛ノ神の御歌に。宇那加夫斯とある加夫斯と同く。傾ふて御頭を傾けて。否と所思せる状なり。今ノ世ノ人も否と云りは。必頭を振傾くる事あるは。其を頭振といふ是なり。記傳に頗傾とは。国いまだ成堅まらずしてたゞよへる處ありしを云なり。と解れたれど

ぜ信がとし。◯凶目杵のこゝろは。既に云へり。是も第十九段の傳を見べし。◯更に請けかろて見ぼし。◯高皇産靈ノ神。天照大御神之ノ命以云々。師説に。凡てかゝる詔命を云ふ。此二柱ノ神を如此列ね擧たる處も有り。はた天照大御神を先に。高皇産靈ノ神を次に擧たる處もあり。また高皇産靈ノ神をば略て。たゞ天照大御神のみを擧たる處もあるは。天照大御神は表にして。高皇産靈ノ神ハ裏なるが如くなればなり。然云フ故は。高皇産靈ノ神は。高天ノ原を所知食す君主にはまさず。故レ裏なるが如し。此神を次にも列ね。また略きもせるも。此故なり。天照大御神ぞ。伊邪那岐ノ大神の詔命によりて。始めて高天ノ原を所知食す君

主に坐して。故この大御神ぞ天皇の御祖にて御ましける。其天津日嗣を傳へ
て。御子命を天降奉り給はむと為る時に詔命なまぞてな
也。故表なるが如し。此大御神を先にもあげ。まさに一柱の
みを挙るも此故なり。然る我書紀本書にて。多く高皇
產靈神のみ挙て。此大御神の詔に然て有ども高皇產
僞ざるも。いさゝか心得ぬ傳なり。先にも列ね
靈神は。天地の初發の時に也。高天原に成坐て。故此神を
さ世に所有る物も事も生成て。悉く此神の產靈の功德
に依るが故に。今如此る詔命をも。相並びて詔ひ。然るを多く
外家の羽翼とやうにの說なせるも。例の漢意を以て
思ひて。吾皇神の道を知ざるものぞ。凡て書紀の諸注此
神の御事を申せる
こと。皆麁畧なり。
はさ皇美麻命の遠皇祖とも崇奉給
ふ也。是まさ皇祖とはいるも裏なるが如し。ちて此神を
皇御麻命の皇祖を申すをも多くに外祖父に坐

故とのみ思ふも。產靈の義を知ざるなり。万物も事も。此
產靈によりて成生む。此神は。皇美麻命の皇祖なるはこに非
ば。凡て万姓万物万事の御祖に坐まばなり。天照大御神
は然らば。多く皇美麻命の頭皇祖に坐ぬ也。此けぢめを
よく辨へ
奉るべし。書紀の諸註に。右の意を得ざるも一つも無き
は如何ぞや。只ひさぶらに漢意に
のみ迷へる故なり。を言れ多くに就て。猶
委く考ふに。皇美麻命御天降の事の起て。右に云如く天
照大御神と須佐之男大神と御誓坐て。早く定賜へる事
に有るを。此に始て。天照大御神の御心と詔ひ出て。此後
は專と高皇產靈神の執行給ひて。調ふる事になむ有け
る。然るを神代紀正書に。初に天照大御神之命以と云こと
なく。始終と有りて。高皇產靈尊。御外祖父に坐すを
也て。特に瓊々杵尊を愛して。葦原中国の主にせむと所
思食し立なく趣なるは。誤れる傳なり。そは此御天降の

なと。始大御神の詔命ならずは得有まじき幽契なる事なるをや。また第一一書は。初に天照大神勅天稚彦曰。云云を有て。高皇産霊神ハ一所もれし。此も非傳なり。凡て此御天降る事は。天照大御神の御命より起て。高皇産霊神の事執給へる趣なる。其は次々に此事議おち給ふ古事記の旨ぞ正しかりける。時は。二柱並びて御坐つゝも科つけ計ひ給ふなどは高皇産霊神に坐ことを明に見えたり。猶下に註を見べし。

○神集々而。師云。上にも此同語有し。其處の集は。都度比と訓めり。此ハ都度幣と訓べし。大命以令集なり。都度幣ハ。都度波世の。波世を切て幣と云なり。上に有し集は。自集なり。故都度比と訓つ。万葉二に久堅之天河原爾八百万。千万神之神集々座而神分々之時爾。此集を。岡部翁の都麻理と訓ましは誤なり。古事記に都度比と訓注あるをや。大祓詞に高天原爾神留坐。

皇親神漏岐神漏美乃命以氏。八百万神等乎。神集々賜比。神議々賜氏などなり。今云。神留のことは。第九十九段。鎮座此下に註へり。神漏岐神漏美は。もとは。高皇産霊神皇産霊神の御事を申せども。此は天照大御神。高皇産霊神を申せり。此事は第一段の傳に委く註へり。さて師説に。上つ皇親と置る。皇は天皇を申す。凡て須賣良賀云々と云ことを。宣命などに例多し。親はむつましきを云。天照大御神。高皇産霊神共に。皇美麻命の御祖に坐せむ。親しき由なり。さて此を世に。皇親とつらねて読慣へるは宜しからず。皇を離して。親神漏岐をつゞけ読べし。彼孝徳天皇紀に。我親神祖と詔ひ。出雲神賀にも。親神魯伎と云るをや。また此親ハ。次なる神漏美へもかゝる詞なり。

○令思而神議々曰。こは先思はしめて。後に議曰と云ことを聞ゆめれど。然には非ず。思はしめむが為に。集へ給ひて議給ふなり。○本には。令思而詔とあるを。上に大祓詞に依て。神議々曰としつ。さて神議々とは。甚切に議賜

にを云ことなる由は既に云へり。第四十四段、神集〻の処に云るを見べし。○
此葦原中国。こは高天原にして詔ふなれど。彼をも有るべき
を此とあるは。師は古への一の格なり。中昔の源氏物語などにも、必ず彼と云べきを、此と云ること甚
多かりとぞ云れたれど。天地初発の時に。天神の御言に。是漂在国と
詔へる処に云る如く。高天原の御門推張て視そなはし
て。此と指詔へる御言なり。其は此時なほいまだ天地の
間の。然しも遠くは離ざりしかばなり。なほ第五段の傳に云るを見べし。
偖下に彼国と書るは。神代紀に。彼地とあるに依れり。○
我御子之可知国言依所賜之国也。こは御言を熟思ふべ
し。二柱相並ばして天安河原に御坐し。八百万神を集し

給へるは。二柱の大詔命なることは著れたれど。此御言
は。前の大御神の御詔を承て詔へる。高皇産霊神の御言
なることを論なきをや。天神本紀に、高皇産霊尊、召集八百万神於天八湍河之河原、而問思兼神、以天照大神詔曰、此葦原中国者、我御子可知之国、詔賜之国也とあるは、全く此旨を得たる書状なり。凡て
此御天降の件は。かく見もて行ならむには。二柱神の御
名を並挙たまへども。其御挙御詔ともに二方に別ること最
明に知られなむ。○道速振は。万葉二十に。知波夜夫流神
乎許登牟氣とあるに依て訓べし。師云、知てふ言に、道字を借て書るは、道も知なるを、美知といふは、御道と云ことなり。冠辞考に。こは伊知波夜夫流神
てふ語なり。伊を略きて云るにて。崇はしく荒き神と

云意なり。古事記に、道速振荒振国神とある同じ事を、神
代紀に、残賊強暴横悪之神も書さるを、相對へ
て知べし。古事記に、道速振と書るは、借字、神代
紀に、残賊強暴とかけるは、義を以て書さり。ちて伊知
波夜の伊知は。伊都と音通ひ。強き勢をいふが故に。日本
紀に。伊都に稜威の字を書り。今云、倭姫命世紀に、伊豆速
云々とあり。ちて師は、伊豆
は清く明き義、伊都は猛き義と、二つに解れ給き。
されど然らば其由ハ第十五段に既に云へりき。波夜は俗に。
氣の速き氣の去ぬると死ぬると云即是なり。依て心膽の
疾くげしく崇はしきを。知波夜夫流と云こと灼し。且そ
比夫流は辭にて。神佐備神さぶる。宮び宮ぶなり。夷び夷夫
利などの夫利に同じく。其有状を云なりもあり。此は冠
辭考の
此に要ある処を摘て記せり。
委くは彼考に就て見るべし。○荒振は打聞えたるまゝ

なり。後拾遺集神祇部に、藤原長能〔今とりえあらぶる心
ましはばなど、花の都に社さだめ給。ちは紫野今宮を、
始めて祝ける時
に詠る歌なり。○国神とは。高天原にして詔ふ故に。別
て如是詔ふなり。○如螢光神云く。釋紀に。威光如螢火也
を云るが如く。正しき神等は御光いみじきに比べて。邪
神の光は卑しきを云なり。和名抄に。兼名苑云螢〔亦作蠑同〕腹
下盛光。腐草成之。和名保太流となり。字鏡にも、蠑、螢、保
太留と見えたり。扶
木集に。葦原や螢かゞやく神までも。飛散るばかり祓ひ
棄るなり。○多在而は。佐波爾阿理氏と訓べし。○磐根は。師
云く。磐にて。根は添たる言なり。屋を屋根。羽を羽根。杵
を杵根。矛を矛根。嶋を嶋根と云類なり。祝詞考に、岩の高
く顕れさるを岩

なといひ、深く土にあるを岩根とも云、とも言はとるところし。○木株は紀禰多知と訓むべし。前に許陀知と訓しはところのとき、其は師云。大殿祭祝詞に。木根乃立知とある乃は。決て行なり。乃といふ辞有てハ、識もいと悪きうかに、乃と云べき詞に非ず。さて他の祝詞にも。みな木立とを有れども。許陀知と訓ては叶はず。是は常に云ふ木立の事にて非ず。祝詞考の説の如く杙なり。今云。字鏡に、杙ハ支利久比とあり。然れば根字あるに依て訓べきなり。木株とあるも其意なり。株は字書に木根也と註せり。然らばただ樹立木立なども書るは、いのりと云に。かの岩根屋根などの例の如く。ただ木の事をも。根を添て木根とも云故なり。されば木立などを書添は。木の一字我き添に用ひて書添りて。屋の一字をも屋根。羽の一字をも波禰と訓が如し。さて意は木根立にて、是は根に意あるなり。偖ただ木を木根と云るは。古今集神楽採物の歌に。霜やさびたけど枯せぬ榊葉の。ただ栄もはべき神の木根かも。とを云るなり。然るを後に是をあしく心得て、とよめる歌ありて、人ことに覡巫のことぞく心得さるは、いみじき非ことなり。榊の歌に、覡巫を詠べき由なくまさ覡巫を、立栄もとは云べき物かは、万葉一に、岡の草根をいざむすびてな、十四に久佐祢可利曽氣こきらもむすぶと云、苅といふあれ、ただ草を草根とよめるなり。木を木根とも云ことも、準へて思ひ定むべし。○草片葉は。久佐乃加岐波と訓べし。書紀には、艸葉とあれど、大祓詞には、草之垣葉、龍田風神祭祝詞には、草片葉とあり。今は風神祭祝詞にとれり。師云。草は大のと三葉五葉おほかれど並びて生ふ物なるに。其を闕取て。ただいち

されば一葉はでもと云なるべし。書紀には。ぞ草葉と有れども。其は例の漢文ざまに約めて書れたるなり。此草を加夜と訓むハ非なり。加夜とは屋根をふく草をこそ云ふ。○猶能言語は用久許登登布賀碁登と訓べし。万葉四に。事不問木尚云く。五に許等々波奴樹爾波安里等母などあり。なほいと多くあり。神寿後釈。まさ山陰などを見て知べし。事問は。物言と云に同じ。凡て言を問と云へる例。なほ他にも有り。問放るなれど云へる是なり。委くは垂仁天皇巻に註せる師説を見るべし。さて此は。道速振荒振神螢なす光く邪神の態として事問はぬ岩根木株草片葉をすら。能言語にやうに。率ら志とは由なり。下に見えたる天穂日命の返事に

は。青水沫も事問する由見えたり。○若火瓮而は。火瓮は本に標火と書て。此云褒倍とあるを。師説に従ひ。神寿詞によりて改めつ。其は富倍能母許呂邇と訓べし。師云火瓮は字の如く。瓮の内に焼く火なり。若を母許呂と訓る旧訓に従へり。万葉にも。麻都能氣乃奈美多流美禮婆伊波妣等乃。和例乎美於久流等多々理也母已呂などあり。凡て如若などの字の意の言。御国に三あり。一は那須。二は碁登久。三は母許呂なり。那須は。師説の如く似なるべく。碁登久は。事を活りしたる言なるべく。母許呂の母は。如くさる言にて。比なるべし。共に同じ意なへなり。○喧響とは。曽乎於登那比と訓べし。本に喧響此云淤等娜比とあり。之とは。岩根木株草片葉をいふ。彼邪神等の。其に託て喧響立るよしなり。○狭蠅は既に出たり。第四十三段の傳見

るべし。〇沸騰也は、曾袁和伎阿具と訓べし。本ノハ三字にて、ワキアガルと訓來れり。也をば、此も岩根木株草片葉を云。沸騰るも邪神の託てなす態なる由と。右に同じ。上に天ノ忍穂耳ノ命の御言に、佐夜藝而在矣と詔はせるも、如此の状を見そなはしてなり。抑此時葦原中国は、尚かく荒振神多くして未平るは、何故ぞと云に、かの須佐之男ノ命の御荒びの時に、始めて荒發し神等の、謂ゆる狹蠅の沸が如く、追へど撥へど又集ては荒ぶるにて。第四十三段、万物之妖の下、第九十六段、邪鬼の下みるべし。其本は伊邪那岐ノ大神の、豫母都国の穢惡に觸給へる御服物に成れる、水陸の邪神等の心に那も有ける。第二十三段、此ノ神たちの成れる處に註る事どもを、合考ふべし。故陸なるは岩根木

株草片葉をも喧がし、水なるは青水沫をも喧しき。是を以て、建御雷ノ神の、此ノ邪神を攘平巡行たまふ時に。岐ノ神を嚮導として、巡行給へり。其は岐神は、豫母都国より起來る妖鬼を追放る有功神なればなり。岐ノ神の功は、第二十二段の傳にて知べく、まさに此ノ神を嚮導として、建御雷ノ神の、邪神を撥平給へる事は、第百二十三段、第百二十六段の傳を見て知べし。

〇將言趣ハ、師云、許登牟氣麻斯と訓べし。記中に多かる言にて、言向をもかけり。万葉二十に、知波夜夫流神乎許等牟氣とあり。言意は、許登は事にて、事依事避などの事を同じ。牟氣は牟加世にて、加世は氣と切る。背ける者を此方へ令向意の言なり。背向は此ノ裏にて、彼方へ向なり。平ノ字を書て、牟氣とのみ

め云へり。此方に向は。即歸服れり。○傑神也は。本に神之傑也とあり。今は師の訓に依て文を成せり。須具禮多留神那理と訓べし。○遺ㇾ則は。師云。都加波志都禮婆と訓べし。可ㇾ遺を延佳が。都加波志賜倍志と訓み。此を岡部翁は。都加波志賜閉婆を訓まれる。皆非なり。凡て遺志の下に賜といふ崇辭を添る例なし。こは四五百年前までは人皆よく知まりし事と見えて。諸の文詞に誤れるは一ツも無をや。まさ都加波志を云べき処を。都加波佐礼と云め。近世人の非なり。古へあることなし。都加波志は遣ㇾ人うにをり云。都加波佐礼は被ㇾ遣にて。行ㇾ人の上をり云言なきぞ別なり。凡てかゝる係言おゝひの格を。今ハ知れる人無し。文うつむ人よく意得べき物ぞ。○媚附は。許毘都伎と訓べし。媚字。常にめ許夫と訓み。字鏡にも。嫵媚也古夫を見え。靈異記にも。媚コビをあり。からぶみ詩經大雅に無ㇾ爲夸毘と。注に。夸毘屈ㇾ己卑ㇾ身而附ㇾ人也と云ひ。張衡カ南都賦に蠱媚と云こともあり。はた狐媚を云こととも見えさまは。許毘を云は。本こまらの字音ゝとも云べれまども。右何まも遠き字にて。聞なまぬ事なまぞ。其を取て此方の言に用ふべき字に非ず。許毘は猶古言なるべし。今ノ俗言に。物の垢などのしみ著て去がたきを。許毘著と云も是にや。○今云媚は心振にて。毘は夫理の切れる言なること。既に第六十段の傳に註るが如し。斯てそれ許に疑れ意あることと云も更なり。○至三年は。師云美登世爾那留麻傳と訓べし。年を常には登志と云を。其數を云ては。凡て三登世八登世など登世をいふ。万葉五ノ伊都等世などあり。登世は年經なり。志幣は世と切れり。穀の一度取收るを。一年經と云。二度取收むる故二年經とは云れり。故登世とは其經數のときに限りて云て。ゐ〳〵には登志と云へり。さて登志と云は。本穀を取收るを云ことをハ。第七十四段。大年神の下の傳に云へり。○不復奏矣は。師云加幣理言とは使ㇾ人の還て申言と云

意にて。加幣理は。其使に係る言なり。然るを今京なりて後。答歌を返しとり云故に。加幣理言をも。彼方の答言は意と思ふは違へり。漢文に。復命と云ふ復は。かの返しと云に當れり。加幣理言の加幣理なるは當らず。ちて中昔の物語文などに。加幣理言を。なぐ加幣理とのみ云ひ。まさ御加幣理を。御を添て云るなれど。は違へる事なれど。是らは後に轉りて。加幣志を加幣理と。一つになれるなり。万葉十九に。平安早渡來而還事奏日爾云々ありなり。○武三熊之大人。亦云健三熊命。此は卽天穗日命の御子。天夷鳥命なる由と及此の二柱の名義も旣に註せり。第三十八段の傳見べし。○大背飯三熊之大人。亦名稻背脛命。亦名天鳥船命。師說に。大背飯三熊之大人なりは神は。天夷鳥命と同神と聞ゆるに。今云祝詞考には。固より同神と定られたり。は然と以熊野諸手船載稻背脛となり。三熊之は熊野と。

大背飯と稻背脛と。よく似たり。波岐は比と切まる。然れば本は一つ神にて。天夷鳥命なりけむが。傳々にて樣々に轉りしなり。猶この大背飯。稻背脛。鳥船。三名の義は。第百十六段の末に註ふを見るべし。○順ひしと有り。其父の事而云々とは。御父天穗日命の。大國主神に媚附て。彼神の御心を取給ふ事に順ひ。共々に祐て。其事を謀れる故に。此も返言申さずなりなり。然れども御父子とも天神に忠誠ならざるにて然るに非ず。深き思兼を廻らして。大國主神を和し靜め。大八島國の現事顯事を。皇美麻命に事なく避奉り給はむとにぞ有りける。そは下第百十四段に。出雲國造が。神壽詞に依て文を成し。其処に委く註せるを見て知りべし。辨ふべし。

於是高皇産靈神。更會諸神等而問曰。所遣葦原中国天穗日命。久不復奏。亦使何神則吉。爾諸神僉白。天津国玉神之子。天稚日子者壯士也。宜遣之白矣。

故於是。以天之加久弓。天之加久矢。亦云天麻加古弓。天麻加古矢。賜天稚日子而遣之。爾天稚日子亦不忠誠。降到其国而。即娶大国主神之女。下照比賣。亦名稚国玉神。因。畱住

而云。吾欲馭此国而。至八年不復奏矣。

更會諸神等而問曰。古事記には。天照大御神の御名も出さねを。今は書紀に。高皇産靈神の御名のみ出されに依まる由は。前段に云る如く。此御擧は。大御神の御心にてぞ起れる事にて有しを。高皇産靈神の専と執行給へるなれば也。○使何神則吉は。何神乎遣志氐婆延祁牟を訓べし。氐婆は多良婆と云意の古言なり。師云吉ハ。天智天皇紀童謡に。奈爾能都底擧騰。多拖尼止曳雞武。となるに依て。延祁牟とは訓り。古へ吉を延と云る例多し。〔雄略天皇巻の大御歌に。吉野をも美延斯怒となり。なども彼処に委く〕云ふなる余祁牟と訓まむも惡からねど。只同じ古言なり。余祁牟ハ。余加良牟を云に同くて。〔有らむ行けむなど。常に云きむとは異なり。〕古へ此格いと多かり。今京になりてもなほなり。〔御肴に何よき。むまさ涙の瀧を何き高なむ。などれ為ぞひなり。〕○諸神僉白。古事記に。此の諸神は中に。思金神あれど。今は書紀に。此神の無きに依れば。然らるゝ天稚日子の忠ならぬを思ふに。思金神は思慮よくも非じと所思きむれば。○天津国玉神。何神の御子と云ことを知ざる。師云。名義いかなる所以とも難知きぞ。

推て云はゞ。此神往昔葦原中国に降居て。国經營に功の事ありし故に。国魂と云ひ。天上の神にしず。国魂なる故に。天津とも云ふや。天之掌玉神也など云説は非なり。又卜部兼倶説に。大己貴の一名なりと云るは。顯国玉と思ひまがへしなり。凡て此人などの説は。未しくて云に足ぬ事どもぞ。さて今此神此子を撰出さるゝも。昔父此彼国に功ありし縁あればぞ。国神等も。殊にとく懐きなむその意も有るらむ。○天稚日子は。師云。阿米和加比古と訓來れり。名義異なることなし。谷川氏云。此神のみは。神とも命とも云る處一も無し。貶めさるれなべし。と云る信に然るべし。神名式に。出雲国出雲郡に。天若日子神社二座あり。今云此二社は。出雲風土記に。阿受枳社の同社と云があまた有るが。其中の二社なるよし。抄に見えたり。国史に。貞觀十三年二月十六日授近江国正六位上天若御子神從五位下とあるめ此神にや。古今集序細注には。此神を阿米和加美古と云り。また狹衣物語に。大將を天より迎に來し人を。阿米和加美古と云るも。本この天若日子の事より起りて。後世に。天より降る人をば。凡て然称るにこそあらめ。○天之加久弓。天之加久矢。亦云。天麻加古弓。天麻加古矢。此は書紀に天眞鹿兒弓。天眞鹿兒矢とあり。古事記には。麻迦古と假字に書たり。師說に。鹿兒とは。和名抄にも。鹿。其子曰麑。和名加呉とありて。鹿の子を云なれど。此はたゞ鹿の事にして。其子を云には非ず。たゞ鹿をも鹿兒と云は。馬をも常に駒と云ひ。猪をも韋能古と云と同例なり。猪一名。家とあり。○今云。兒ならぬ麋鹿をも。鹿兒と云へる證は。應神天皇巻に見えたり。さて古に

め。獵に小獸また鳥などを射るには。小兒弓矢を用ひ。猪鹿など大なる獸には。弓も大にして強きを用ひ。矢も長きを用ひけむ。故鹿兒弓鹿兒矢と云は。大弓矢の稱なり。鹿兒とは。只鹿の意にてこそ。弓矢にも名けたれ。若鹿の子の意ならむには。弓矢に名くべき由なし。書紀の註者さへ。此ノ処の考ヘ委からざれば。ただ香山の木を以て。造れる故の名ぞなど云るは。殊に非言なり。さて加久弓加久矢の加久は。麻加古の加古も同じ。今云。古事記に。天ノ加久矢とかき。書紀には。天ノ鹿兒弓と有り。上なる眞鹿兒は。麻迦古とあるに依て訓み。又鹿兒弓とあるをもて。加久矢に效ひて。己が私に加久弓と改めおそは。加久弓加久矢と。相對へたる名なればなり。古も久も通音なる也。近江の郡名伊香は。和名抄に伊加古。万葉十三に。伊香胡山とあるを。神名帳には。伊香具ノ神社と有り。こも加古と加久と通ふ例なり。又金を万葉に久加祢とよみ。圖を古言に加久美と云也。また鹿兒の兒に清べきこも此に清音の久ノ字を書るにて知べし。○今云。是も然しも清濁に拘はるべからず。其は天ノ香山命を。天ノ香語山命。天ノ迦久ノ神を。天ノ迦具ノ神とも有れバ。加古とも加碁とも加久とも加具とも云しなり。然れど本ト清音なることを云も更なり。さて古事記に。此にハ天ノ麻迦古弓。天ノ波々矢とかき。下に雉を射し處には。天ノ波士弓。天ノ加久矢を云へるを相照して考るに。眞鹿兒弓。加久弓。波士弓一ッにして別物に非ず。眞鹿兒矢。加久矢。波々矢一ッにして別ならず。鹿兒とは。鹿兒を射る由にて。弓矢共に其用を云る名。波士は木ノ名。波々は羽の狀にて。これらは其體を云へる名なり。今云。なほ第百九段。波士弓波々矢とある処に註ふを見べし。さて神武天皇紀に天皇饒速日命の天羽々矢を御覽しるかの天神の御子

なりと云ふもの偽ならざるを知食し。はた御自所御佩
る天羽々矢を示賜ひしかば。長髄彦がいたく蹴踏しな
ど我思へぞかし。かゝる器なども天上の朝廷のは。其制。此国
の尋常のもハ遥に勝りて異なる状にぞ有けらし。○天
稚日子亦云々と云へるも亦は。天穂日命の。いまだ復奏さゞ
る故に彼神を忠誠ならぬと思へるに對へて。此神も亦
忠誠ならずと云へるなり。○稚国玉神。師云下照比賣は。父
神の御名の。大国魂に對へて。稚国玉てふ名をしも負た
るは。女神ながら。父神を輔けて。国經營に大なる功ぞ有
けむ。されば當時威勢も有けむ故に。今天若日子。此国を

得むと欲ふ心から。此神をも娶きらし。○留住而留は天
国に帰らば。其はゝ此国に居るを云ふ。住と云言は。其處
に長く住居るを云ふは。本よりの事なるが。長くは在
らずとも只男の女の許に通ひて。供に寝ることをも住
を云へり。此処は何れにても有るべし。猶男の女の許にかよふ事を住と云へることは。崇神天皇巻の
傳に註べし。○欲駅は。袁佐米牟登欲布とも。志良牟登欲布と
も訓べし。袁佐牟流は。長をとり活ける語なるべし。また機の筬も
同言なるべし。○至八年は。必しも八の數に拘はらず。大凡に。八
年などもいふ意なり。上
の至三年もあまり同じ。

是時高皇産靈神。怪其久不來報而。亦問諸神等曰。天稚日子久不復奏。又遣曷神而。當令問其淹留由問給矣。於是諸神等。及思兼神答白。可遣雉名鳴女焉白出時。詔出。汝行而。問天稚日子狀者。汝使葦原中国由者。言趣和其国出荒振神等也。何至八年。不復奏焉。宜問詔出而。乃遣名鳴雄雉則。此雉飛降

而。見粟田豆田。雷而不返。故復遣名鳴雌雉而令伺也。此於今諺云雉頓使也縁也。

曷神字書に曷猶何也と見ゆ。○淹留は。師云比佐志久登登麻流と訓べし。字書に淹久留也と見ゆ。淹も比佐尓とも訓べし。古言なり。はちて上に。天稚日子久不復奏とありて。此に如是あるは。同語の重りて煩しく聞ゆれど。古文には如此

なる類多し。漢のよも。古くハかゝる事多し。後世の文ならば。問其所由とぞ云はまし。○雉名鳴女。師云雉ハ伎藝志と訓べし。雉之と、之を添て読むひが言なり。上此八千矛神の御歌に見ゆ。名鳴女とは先伎藝志と云名は。其鳴聲を以負ふ物ならむ。凡て鳥虫獣などよ。其鳴音を以て名とせる例多し。己が名を呼て鳴意にて。名鳴女とは云なり。書紀に無名とかあるは借字なり。はちて此は。雉とのみ云ても事足れなるを。又かく名鳴女としも云るは。御使に遣る處なる故に。人めかしき名を挙る物なり。如此なるなどち為が。古傳の心でさへなきヒ。後世のなまさかしき心には。云を淺むかに思ふ人も有なむか。如此女と云は凡て雌雄にかゝはらず。魚鳥などの名をば。某女と云ぞ古への常なれ

る。此ノ雉の事を口決に。神ノ所レ変乎と云るハこともなし。書紀に。無名雉とあるに就て。天書に。天之後園ノ神也。為レ人ト清潔云々。報命不レ得。又無二功名一。故曰二無名雉一と云ひ。或説に。一人の微賤ノ士を遣しを無名雉と云をも云ひ。或は無名とは。其人の姓名を匿せるを云。なぞゝ云説どもは。凡て後世のなま賢き漢意より云へるなれバ。取るに足らず。たゞ宋の雉なり。

さて此ノ度の御使に。かく雉鳥をしも撰びて遣はせしは。如何なる所以ありて測難けれども。漢籍どもを見るに。雉は。物聞ことを聴く。又よく耿介を守る鳥なりと云へれど。さる由にぞ有らむかし。禮記月令ニ。季冬之月云々。雉雊。註ニ。謂フ陽動ケハ則雉鳴テ而句フ其ノ頸ヲ也。前漢書ノ五行志ニ。雉者聽察。先ツ聞ク雷聲ヲ。故ニ月令ニ以テ紀ス氣ヲ。また禮記ニ。士相見之贄。各執ル雉ヲ。註ニ取ル其ノ守テ介ヲ不ルヲ失ハ節ヲ。など云へり。○詔之此ノ上に召テ雉ヲなぞゝ云言は有べきに。無きは言を畧けるなり。○汝行而の汝は。雉をさす。○汝使は

汝は。天若日子なり。○言趣和師云。和は夜波世と訓べし。記中に多く有て。和平とも平和をも見ゆ。万葉二に。千磐破人乎和為跡。今ノ本に。此ノ和為を。那碁志と訓るはわろし。また二十に。知波夜夫流神乎許等牟氣。麻都呂倍奴比等乎母夜波志。大殿祭ノ祝詞に。言直志和志。古語ニ云フ夜波志ト。坐氏云々。倭姫ノ命ノ世記に。夜波志々。都米など見えたり。○名鳴雄雉。名鳴雌雉。前に雉名鳴女とあるは。總名。こゝは雌雄を別云へる故に。名鳴を上に付くるなり。○粟田豆田は字は如し。田を布と訓る意は。麻生蓬生などは生なるべし。舊事紀に。雉の外に鳩をも遣す由云るは。豆田はおきての添言なるべし。○今伺之前に遣せる雄雉が返ざる由と。

かねて天若日子が有状を伺ひ視しへ給ふれり。○諺は。師ニ云許刀和邪と訓り。抑此ノ許刀和邪てふこと事態と言同くて混ぬれど別なり。許刀は言。和邪ハ童謠俳優禍などの和邪と同くて。今ノ世にも。神また死人靈などの祟るを。物の和邪と云是なり。其は常にはたゞ祟て凶き事にのみ云へれど。本は凶にも吉にもたる言なり。斯て何事にまれ。人の口を假て。神の歌はせ給ふを和邪歌と云。言せたまふを言和邪とは云なり。禍も。神の爲たまふ意を以て云に。俳優も神懸によりて云称なり。石屋戸ノ段に。神懸れ態を爲て。大御神を招奉りしとり云り。彼ノ段を考へ合せて知るべし。如此まで言和邪は。本ハ神の心にて。世ノ人に言せて。吉凶こ

とを示喩たまふを云しが轉りては。たゞ何となく世間に偏く言あらはしたる言をも云なり。諺ノ字は。轉れる方に當りて。本の意には當らず。○頓使頓は。比多と訓ことは。神代紀に。頓丘此云比陀烏とある此正き據なり。また垂仁天皇ノ紀に。不期死生頓得争か。また履中天皇ノ紀に。自是後頓絶以不黥飼部などもあり。抑比多てふ言は。此ノ餘も比多須良云く。に。比多毛能云くになど。今ノ世にも云て。純一むきに爲事と頻りて爲事とに云へり。万葉に。直土。直佐麻などあるも。純一と土のみ。麻のみなるを云へり。比多を云くなれど云は。頻に物なる由りて。比多使とは。今もはゝ言ふ語なり。然まで此の頓使は。前に遣したる雄雉が返らざる故りば。た比多と雌雉を遣し

なれを云なり。〔師説と甚く異なり。記傳と合考ふべし。口決に頓使者急使也と云ひ。纂疏に卒然差使之使也と云るなどは。唯に頓字の義をのみ思ひさる物にて。比多てふ言に當らず。非なり。〕ちて比多てふ言に頓字を當し爲は。師云如何なる由にか。字書どもを考るに此字には比多と訓べき義は見えず。然れども。神代紀の頓丘はさる物にて。巻々に必しもなぶると云なき處に。此字を用ひなるを思ふに。いかにも據あるべく見えたれど。此はなほよく考ぬべし。〔純字に屯音もあれど。若は此と通ふ例にはあらずや。純は比多にあされり。万葉十二に。純裏衣と云あり。これら比多とも訓ぬべし。〕

故其雉自天飛降而居天稚日子門之湯津杜木之杪而委曲如天神之詔命告矣爾天佐具賣聞此鳥之言而語天稚日子言此鳥者鳴音甚惡也故可射殺云進則即天稚日子持天神

出所賜天出波士弓。天出波波
矢而。射殺其雉焉。爾其矢。自雉
胷通而。逆被射上而。到高皇產
靈神出座前矣。時高皇產靈神。
取其矢而見行者。血著其羽也。

爾高皇產靈神。此矢者昔所賜
天稚日子出矢也。今何爲而來
歟。矢羽血染者。蓋與国神相戰
而然歟詔而。示諸神等而。呪出
曰。或天稚日子不誤命。爲射惡

神出矢至則。不中天稚日子。有邪心則。天稚日子於此矢麻賀禮也云而。取其矢而。自其矢穴衝返出則。中天稚日子出寝胡牀高胸坂而。立處身死矣。此者天稚日子爲新嘗而休臥出時也。此世人所謂返矢可畏出緣也。

門は。此国に淹留て住居家のなり。此家は何国なりけむ知がなし。出雲国にもやあるらむ。○湯津杜木。師云湯津は五百箇にて。此は枝の繁きを云。今云湯津の五百箇なる由は。第十八段。湯津抓櫛の処に委く註へるを見よ。五百津眞賢木。百枝槻。百枝杜樹。五百枝賢木などある

類なり。万葉三に。五百枝刺繁生有都賀乃樹乃。とも詠るをも思ふべし。(また湯小竹などある湯も。同く五百にて。繁きをいへり。凡て湯津を清潔の意とするは非なり。)杜木は。書紀に。此云可豆羅とあり。(また杜樹を作る処もあり。)古事記に。湯津楓とも。湯津香木とも書て。訓香木云加都良と見ゆ。(字鏡に。楮加豆良とあるは。香木を一ッにしたる字なり。)また和名抄に。楓和名乎加豆良桂和名女加豆良とあり。(常には加都良には。桂字をのみ用ひて。楓字は。後世に加閉手に用ふ。されど楓は加閉手には非ず。)また楓は爾雅注に。似白楊葉圓岐有脂而香今之香楓是也と云ひ。他の漢籍どもに。多く紅葉する物と云へり。貝原氏説に。楓は。其葉信に白楊に似て。両々相對ぶ。賀茂祭に用るかつら是なり。筑紫にてもろかつらぎと云。其葉かえでより大にて。花はちゝげの花の如くにて。三四月に開く。形状はからの書に云る楓に似たれども。紅葉せず。香も無しとあり。(今考るに。賀茂祭に葵と共に用ふる加都良は。信に香もなく紅葉せず。漢の楓には當らず。)次に桂は。今昔物語に。天暦の御時。もろこしより參來ける長秀と云僧ありけり。五條西洞院なる處に。桂宮と申すは。其門前に。大なる桂の木ありける故になむ名けゝる。彼長秀も醫師なりけるが。其木を見て。桂心は此国にも候ひけりとて。其枝を伐取せ。桂心を取て薬につかひけるに。漢のには勝りけりとあり。此加都良今も有て。全漢籍に云るに同じ。(即肉桂と呼ぶ)

なり。今も有とは、桂宮なるを云り。然れば古へより有し物は非ず。此御国にあるを云れり。にて。源氏物語などに。加都良と云るも此屬なり。但し漢籍にいふ桂は。御国には稀らにこそあれ。古書に加都良を云る趣は。何處にも〳〵。偏く有し物とぞ聞ゆる。故思ふに。今世に多夫と云木あり。何處にも多き物にて。其状見分難きまで桂に似たり。処によりて、陀母とも陀麻とも。藪肉桂とも云ふ。貝原氏云。葉は桂に似て、香にくなし。冬赤き実なる一種は。くにさぶと云ふ。葉白さぶの如くにて。殊にとく桂に似たり。此葉も桂葉と同じく。本より分れたる縦理三條あり。実は冬熟して黒し。香も桂にや〳〵似て。味も辛し。右二種ともに大木ありと云へり。かゝれば古へに加都良と云しは。なほ此多夫の木にて。其中にはゐまゝ。彼桂宮に在しが如き眞

の桂の交れるをも。一つに呼しけるらし。右の如くあれど。楓と桂をば。近き類の木にては非ず。甚異なるを。和名抄に同類の如く。牝牡を分て出せるは。元より同類にては非れども。名の同くて混はしき故に。中昔のころ假に牝牡と分ち云しけるらし。されど其は。殊に分て云ときの事にこそ有れ。常にはたゞ二つながら加都良とのみぞ云けむ。故和名抄の外には牝牡の名見えたる事なし。はちて古事記などにあはた。楓の桂かを云に。香木をも書き。字鏡にも橘加豆良と見え。古書中昔の書までに。人の門まで庭などをにも在しなを。さて彼桂宮のなど我思ふに。桂の方なるべし。但し源氏物語花散里巻に。さゝやかなる家の。こだちなどよしばめるに云。大きなる桂の木のおひ風に祭のころおぼし出

られて云く、是は楓と聞えざるに、香も有げにきこゆ。處
女ノ巻に、まおりのころは云く、前斎院は、おまじくとなが
見さるにおまへなるのおらの下風、なつかしきにおけ
てもこのかき人々は、思出る古めかしも有るを云く、是も楓
と聞えさり。然るに古事記に。乎加都良に當さ流。楓ノ字をぬ書
多流は。多ぐ加都良に用ひたる字を借たれみなり。古へは言ど
に同じ乃きは、其ノ文字りは拠らぬは常なり。楓は香木と云べき物に非ず。漢籍
には。香楓ともあれど。御国の乎加都良には香なきものぞ。
右に云るが如し。まさ古書に楓ノ字を書るは、楓香木と云るは桂と、二ツとも見ゆべけれど、楓ノ字かける処も、香木と云る処も、事のさま全同物と聞えて、二ツは非ず。なと書紀に。杜木を書
流は。古へ杜ノ字を當さる由は。心得難けれど。字鏡に。杜ノ毛利。
又佐加木とある拠思ふに。かれ今云多夫の木は。殊にみ

おみおえく。最よく榮ゆ流木なれば。上代に是をも榮樹
に用ひ。後ぞ神社などにも。殊に多く有るむ故に。やがて
毛利にぬ。此ノ字を用ひしなる流べし。万葉十ノ巻に、志良加志にも白杜樹とかける。加志をも古は栄樹ノ用ひたり。此彼を合せて思ふに杜木と書るも、女加都良の方なりけり。○委曲は
師云都婆良加爾ぞ訓字なれども。此は麻都夫佐爾と訓
べし。此ノ言、上の八千矛ノ神の御歌に見ゆ。○杪は木末なり。○天神之詔命ぞ。
は。師云右は海使葦原中国由者。云々とある詔なり。ちて此は、
此ノ国に降りての処なる故に、天照大御神、高皇産霊ノ神を、天ツ神とは申せり。下も同じ。神代紀ノ一書に。
其ノ雉居杜樹之杪而鳴之曰。天稚彦何故。八年之間未有復
命とものなり。○天佐具賣。師云書紀に。天探女此云阿麻能

左愚謎とあ卫。今云。和名抄鬼魅類にも。日本紀私記云。天探女。和名阿万乃佐久女。俗一云。阿万佐久女と見え。師の引れざると異ゐるは。古写本よ依き㳑ゐり。日本紀口訣ふ。天探女者従神讒女也と云ひ。纂疏ふ。天稚彦之侍婢也。とあ㳑れど然も有ぬべし。名意ハ。或人此。探女ハ探他心多邪思也と云㳑。此意ゐ㳑ぞし。落窪物語よ。あさくぢりそ云ゝ。あこきと云さくじ卫云ゝゐどゐる。あこきを女名ゐ卫。ゐこきを指て。さくぢりと云るれり。源氏物語よも。さくぢりおよびげとあ卫。此等のさくぢ卫と云こと。佐具賣の名義ふうゐへ卫。今世の諺ふ。天之佐古を云を此名ゐ卫。其も左右よ人ふ悖ひて。心悪き者をれむ云ぬる。伊勢の飯野郡よ。佐久米てふ村あり。名おけゐる故を知らぬ。万葉三了。久方乃天之探女之石船乃。泊師高津者浅爾家留香裳とゐ卫。代匠記ふ。此を説て云

く。津国風土記云。難波高津ハ。天稚彦ゞ天降し時。屬て下き㳑神。天探女。磐舟ふ乗て此ヿ至る。天磐舟の泊る故ふ。高津と號くと云卫。右歌まさ風土記よ依ときを。天よ卫降き㳑神ゐり。然るを神代紀一書ふを。国神をゐめいうゞ。今思ゐよ。天を名よも負されぞ。ゐ本天よ卫降きめとせむう。神名帳ゐる。摂津国東生郡。比賣許曽神社を。四時祭式。臨時祭式よ。下照比賣社とも号くる由あるよ依て。此神社を。天若日子の妻よゐきる。下照比賣と心得て。右の万葉哥ゐも引合せ見るを非ゐり。ゝの比賣許曽社を。別神よて。其由縁應神天皇巻よ見えさり。名み同じきを以思ひ混ること勿き。○語言は。伊比祁良久を訓べし。○甚悪也ハ。伊刀阿志加理と訓べし。師云。阿志とを。不祥の意ふ云るゐ㳑べし。阿志を。阿志ゝといふを俗言

なり。それより取て。はいと二ノ意より聞ゆ。一ツには。詞の如く。なく鳴
音哉不祥と云ふ。二ツには。鳥なる故に。鳴音とは云へれども。
實ハ言ふとの趣を。天稚日子が爲に。不祥ことをなりとも云
なり。○可射殺ハ。射殺賜比泥と訓べし。○云進則。師云。云
は云々と言てにて。上が屬り。進は勧むるにて。厲はしそ
それでのみなり。神武天皇紀に。皇師大擧將攻磯城彦。先遣
使者徴兄磯城。兄磯城不承命。更遣頭八咫烏召之。時烏到
其營而鳴之曰。天神子召汝。怡奘過。怡奘過。兄磯城忿之曰
聞天壓神至。而吾爲慨憤時。奈何烏鳥若此惡鳴耶。乃彎弓
射之。烏即避去とあり。此段に甚よく似たる事なり。○天

之波士弓。師云。上には天之加久弓とあり。其は用を云る
名。此は體を云る名にて。同弓なる事を上に云が如し。體
を云ときは。波士は木ノ名にて。梓弓槻弓などの類に。波士も
て造れる弓なり。そは常に櫨ノ字をかけり。和名抄には。
染色具部に。黄櫨。文選ノ注ニ云。櫨今之黄櫨木也。和名波邇之
とあるは是なり。○天皇の御衣の黄櫨染これなり。波邇志とも波士とも云
は。樺を加婆とも云と同じ。○まさ土師をも波士といへり。名義は。或人埴
の色なる木なる故に云と云り。此木は今俗に波是と
いひ。山漆とも云て。實をば蠟燭に造る。葉はよく紅葉に
なる物にて。歌にも詠り。或人は。此木今も弓に造ると云き。

或云。木を切て見れバ。其こぐち。外は白くして。内の心黄なり。其黄なる心を。弓にて造るなり。物を染るにも用ふ。山に生たるを。山はぜと云て。里に生たるをとめも。性宜しと云といへり。

さて書紀に。梔弓と書れたれど。梔はくちなしにて。小木なれば弓に造るべきに非ず。又は和名抄の同染色部に。梔子を挙て。唐韻云。梔子木宲也。可染黄色者也と有て。此も黄色を染る物なれゝら。此字を當たるなるべし。或説に。波士多桑の類なりと云て。書紀に梔字を當られたるは。尓雅に桑辧有甚曰梔とあるによれりと云な。いと物遠く當らぬ説なりけり。

○天之波ゝ矢。師説に。書紀には天羽ゝ矢と書れたり。上には天之加久矢と有り。其は用を云る名。此は體を云る名にて。同矢なる事上に云が如し。波ゝ矢は羽張矢にて。羽の廣く大なるを云なるべし。絹布の類の幅を省きて。波婆と云も同じ例なるを思ひ合はすべし。私記に。以鳥羽波久矢也。加重點者。言其羽之矢衆多也といひ。纂疏に。一雙之矢也と云るなどは。殊にをさなし。はた古語拾遺に。大蛇を羽ゝと云。と云ることあるを引て解る説あり。いみじき強説なりけり。さて口訣に。作二羽矢。於神社納二羽矢と云ひ。はた其後の説等に。三羽は中古よりの製にて。上代の矢は皆二羽なりと云或は二羽と云は。鳥の全羽二つなれば。矢に作る處は四羽なり。今も上刺の鳴鏑に此を用ふ。これ古の製なり。今蝦夷の矢も然なりと云り。今按に右の説等に。上古の矢は皆二羽なりと云は。實に然るべし。但し上古の矢。凡て二羽ならば。此羽ゝはいよゝ二羽の意に非じ。其故は。後世の如くなるべて三羽ならむにこそ。二羽矢をば。分て其由を以ても名

おくはれし。なはて二羽ならむずれ。何でか分て二羽の
由をもて名はれむ。然しで上古は矢で。二羽なりと云で
然る説なでから。其意をめて羽々を解くは。却て後世は三
羽にとしる者なれ。其うかに二羽ならむを。羽々と重ね云むことりうず。若二羽の由ならず。
直に二羽矢とおそ云ヽ丸。二俣小舟。二鞘。まさ七枝刀。と言
七子鏡なぞ云名を思ふべし。古の例々丸然なり。
しなり。此説に依しで。舊事紀に。天羽々弓。天羽々矢をあ
は羽々弓もむげに造言とも云がなし。其で出雲風土記
に。天羽々鷲とあるも。羽張とる大鷲を云也と聞もはに
思ひ合はしば。弓は廣く厚死で。力強き故り。大弓を
波々弓と云れむも知べからば。然れど師で。羽々弓と云るで。羽々矢に效ひて云ヽ

る造言なり。さは弓の名あること丸し。と云しさ也。猶よく考ふべし。〇逆被射上而で。師云。
樹上に居物を。下より射る矢なは故に。上牙射上らはく
なり。逆とは。上牙射上はと死で。羽の方は下になりて行
故に云り。〇見行者で。美曾那波須禮婆と訓はし。此詞のことで。
第十一段の傳に
註るを見べし。〇血染者で。知麻美禮多流波と訓べし。
染を麻美礼と訓るで。延喜本の訓を採しり。今俗
言に。血ヽブレなど云ことあり。同語なるべし。〇示で
岡部翁は。美世を訓れなるに従ふはし。〇呪之曰は。師の
登許比氏能理多麻波久。と訓しさるに従ふなし。師云。此
事は例で。神代紀了。磐長姫大慙而詛之曰。天孫不斥妾而
御者。生兒永壽有。如磐石之常存。今既不然。唯弟獨見御故。

其生兒必如木華之移落。また海神云く。乃以授彦火々出見尊因敎之曰。以鉤與汝兄時。則可詛言貧窮之本。飢饉之始。困苦之根。而後與之。神功卷に。向天而呪詛。雄畧卷に。指井而詛曰。此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲矣。武烈卷に。眞鳥大臣恨事不濟。知身難免。計窮望絕。廣指塩詛。遂被殺戮。詛時唯忘角鹿海塩。不以爲詛。由是角鹿之鹽。爲天皇所食。餘海之鹽。爲天皇所忌など見えたり。此類に尚あり。古に其術ありしなるべし。言の義ハ說請か。但し吉かれと請事に云るに見えず。さて人を凶くせむと請にのみ云也。能呂布と同じさまにて。伊勢物語にあまれ逆手を拍てなむのろひをるれるなぞ所るめ詛にな也。又麻士那布ハ。吉凶に通はし云り。されど麻士とハ凶にのみ云はむ。まじなふを善事にも云は。後の轉りやあ

らむ。さて詛字ハ。請神加殃謂之詛と有り。また謂祝之使沮敗也など注せり。此說の如くなるべし。但し信友說に。トコヒは利請な也。トはス、ド、スルドなどのトにて。神に某を云く令在給へとせめて利く請ふれ也を云り。然も有らむか。猶記傳十三卷三十八丁の師說見合すべし。○或ハ母志と訓べし。○不誤ハ。多賀閉受と訓べし。○惡神ハ。阿良夫琉神と訓べし。前にもありき。○爲射ハ。師云。伊多理志と訓べし。右に血著其羽とあれば。此ハ惡神の身を射通さ也し矢の來れるか。と御思しさる意なまざれ也。爲字ハ。多理志てふ辭に當て書るなり。かゝる書法も記中に例あり。○至則ハ。來都流那良婆と訓べし。○不中ハ。師云。岡部翁の阿多良邪禮と訓まれるに從ふべし。麻賀礼とあるに對へまず。阿多良自と訓ハよろし。○邪心ハ。師云。伎多那伎心

を訓べし。此は天神の命に背奉りて賊害心を云也。御所へ矢を射上ぬれども也。まさ血著其矢羽とあるを。此へも係て見ぞ。有邪心をは。御使の雉を射さるかと御思て詔ふとはべし。當時葦原中国に他なり天神の御方をしる。天若日子に敵ふべき神は無れぞなり。さきどもは只御所へ矢を射上さるになもて此事をのみ見るぞ安らかな依。○麻賀禮は。師云まがは萬の吉善を直と云に對ひて。万の凶悪を麻賀と云。今云此事は第二十四段の傳に委く註せるを見よ。故の御禊段に禍とかけ也。偖それは體言になる。用言にしては麻賀流と云。歌をいふ躰言を。用言ハ宇多布と云ひ。綱と都那具。雲を久母流のなぐひ。皆躰を用をの差別なり。物の形の杜曲も。其中の一つに也。ちきば麻賀禮と云は。凶くなれと云ことにて。意ハ去れはち死祢を詛ふなり。死るは即凶くなれきぞ。麻

賀流といふなり。はちて然して死むは。災害れきぞかの禍字を書依とさく合也。次に引る祝詞に高津鳥殃とあるをも念合はべし。○矢穴は。師云。下国に也。天上方射徹さ依孔にな也。古傳の趣をえならば頑になる漢意に溺れて。なまちかなき人は。此矢穴を疑ひて。下国と天上とは隔ふ板などの如き物あなるが如く聞えて。陋しをや思ふらむ。上此御誓段に。堅庭者於向股踏那豆美といひ。又天之眞名井もあり。まさ畔離溝埋などに。皆天上のことなれぞ。矢の通也來なる穴も無くは有べのらば。若此穴を陋しとせぞ。かれ堅庭も眞名井も畔も溝もみな陋しのらばや。さきバ延佳が當作天空と云る。天空こそ。れかく／＼ふ陋しくおちなれ。依さ師も此穴をいかにぞや思はきれむ。強て矢之美知と訓きき。道ならむよは。何でか穴とは書む。さぞかり古の意をよく見明らめて。万世までの師と仰ぐべき人なら。なほかゝきぞ。古を知るはいと難きにざみなむ。○衝返ハ都伎加閇志と訓べし。はちて上件の如く詔ひて。如此爲さまふは。呪

ひ給へるなり。○胡床。師云。和名抄に。胡床。風俗通に云。靈帝好胡服。京皆作胡床。此間名阿久良と有り。書紀にもかく訓り。古事記には。此にのみ胡床とありて。末に處ゝあるをぞみれ。呉床と書り。同物なり。漢国にて胡床と名けしハ。胡国の制にならへる故なるを。御国にて此等の字を書くハ。其制をうつせる故には非ず。爲に漢国にて胡床と云物の状りや、似たる体を以て。其字を假きるのみにこそあれ。其制はもとより御国のなり。故に師は此らの字を用ひしはよろし。直に高座なとゝこそ書べきを。なれと云けれ。信にさることなり。胡床を呉床とかき。胡桃をまた呉桃とも書る由は。第九十七段に云り。雄

畧天皇巻に。立大御呉床とあるぞ。いと高き床と見ゆ。凡て何にても立とは。其形状の高き物ならでは云ぬことなり。阿具良てふ名の意は。揚座ならむ。と師の云ましけむも有れむ。或說に。編座の意とせるは由れし。けて今の俗に平座ることを。阿具良加久と云ことのあるは。胡床に坐るときの坐ざまなるを云るや。其は後方に倚かゝる物ありて。後世の椅子なれど。此の屬の狀したる物にや。とも思はるれど。上に寝たりも有けむ。此なるは。やゝ廣き床をも聞えたり。左右近衛府式に。凡胡床三百基。緒料緋絲。基別に八兩。塗料漆基別に一合。隨損申官請とあり。○高胸坂は。師云。仰に臥たる胸のさまなる坂如て高きを云名なり。然るを如此なるにならひて。胸とある故。何処も〱。多加年那佐加を訓は非なり。仰に臥たる処にこそさは云へれ。凡て胸の古名には非ず。はた書紀に。タカムナサキとも訓るは。もと古事記に依て。タカムナサカと訓る本を見て。またも心前を云るとも有を思ひて。能も考へず妄にちうしらに改たる誤なり。書紀には。高胸と書て。此云多歌武娜娑歌とあり。遷却崇神祝詞に。又遣志天若彦毛返言不申氏。高津鳥殃爾

依氏立處爾身亡支とあるは。御使の雉を射させしに依て。此殃に遭るを云ふ。高津鳥の事の殃と云意なり。天より降れる島なる故に。高津島とも云れるべし。○新嘗に。邇比那閉を訓べし。其由も。既に第四十二段の傳に注へりき。此事を。僭朝家と云るも誤なり。さて新嘗のをりは。既に云へる如く。甚じく齋ひ慎むこと古の道なれば。天稚日子はさる忌憚なくして。仰に胡床に臥せ給ふ。其高胸坂に返矢を受させしは。天照大御神の詔命に違へ給ふ冥罰に依て。果して高皇産靈神の詛言に。率りし給ふぞ有ける。穴畏。○返矢とは。舊く加倍志夜と訓るに從ふべし。世人所謂とあれバ。古事記。日本紀を御撰ありし頃にも。よく人の

畏りと云ること聞えたり。口訣に。軍陣箭入時。敵射返其矢則矢利矣と云給をも思ひ合はすべし。また或説に。弓道に百千里外の邪神梟敵を射殺す術あり。尋常人の所為なれども。誠心至るときは。其験いと著きを。況て天神の御所為なれば。神異き験の有しことを。何ぞも疑はむ。と云るも然る言と聞ゆ。

故其天稚日子之妻。下照比賣之哭聲。與風響而到天矣。於是在天天稚日子之父。天津國玉

神及其妻子等聞其哭聲而知
天稚日子之死而遣疾風神擧
尸而致天便造喪屋而殯之即
河鴈爲伎佐理持鷺爲箒持雀
爲碓女鴗鷄爲哭女鵄爲尸者

鵄爲綿造翠鳥爲御食人烏爲
宍者凡以衆鳥任事如此行定
而日八日夜八夜爲哭遊矣

與風と。師云加是能牟多と訓べし万葉二に浪之共彼縁此依まゝ風之共靡如久十に峯上爾零置雪師風之共此間散良思十二に風之共雲之行如十五に可是能牟多與世久流奈美爾この餘もおほし○響ハ聲の餘れ長引を

めはと聲の遠所へ引行をも云ふ。○到天此到ハ。師云伎許由とも訓ばれれど然れば伊多留と訓べし。藥師寺佛足石讃歌に美阿止都久留伊志乃比鼻伎波阿米爾伊多利。云々。万葉十に呼音之不至者疑などあり。○在天ハ。其妻子と云までに係れり。○聞其哭聲而ハ。師云凡て人の死りぬるを哀みて哭ふれ。其人の此世に在しれぞれ事なぞをも言なげけ。まさ人麻呂が妻に後し時の歌に爲便乎無見妹之名喚而袖曾振鶴とよめる如く其名をも呼もあよ今彼哭聲を聞て。天若日子が死りしおと拔知るなり。纂疏に天国王聞其哭声謂天耳通。又以父子同氣讀知其死也。とも何ごとぞや。凡て神代の故事を漢意

よて見るのら。かゝる言痛き説れ出來るぞらし。○疾風神。疾風ハ波夜知と訓ばし。和名抄に。暴風漢語抄云。八夜知。又能和岐乃加世。ともあり。天孫本紀に。饒速日命の死れる處に。高皇産靈神の命以て。速飄神を遣して。其屍を天上に致せるおと見ゆ。又速飄命ともあり。同神と聞えたり。和名抄に。文選詩云迴飄。兼名苑云。飄者暴風從下而上也。和名豆無之加世。とあり。飄の吹さは。馬の迴毛に似たれば云ならむ。神名式に。出雲国意宇郡に。筑陽神社。同社坐波夜都牟自和氣神社。風土記同郡に在神祇官と云る社此中なり。調屋社同社とある是なり。抄に餘戸里に在りといへり。嶋根郡に。久良彌神社。同社坐波夜都武自神社あり。風土記同郡に在神祇官とある社の中に久良弥社同社波夜都武自別社

とある是なり。抄に。久良弥社。同社。在
餘戸里本庄村。加波阿氣谷といへり。
國史に。仁壽元年九月乙酉。出雲國速飄別命授從五位下とあるは。右二社は
中に何ならむ。さて波夜知をまた波夜氏とも云。夫木集
に波白年沖の早手や強かりし。生田の礒
に寄る釣舟。とあり。〇擧戸而致天云々。此天稚日子は。天より降り
し神なれど。屍を擧て天上にて喪事を行はむとせるな
り。古事記の傳と。いたく異なり。〇喪屋。師云まづ喪てふ言は。麻賀事は
切為るにて。麻賀を切まで。麻許登を切までバ許に死ゝる
て。其麻許を切れバ。母となるなり。
事はみりも非ず。何事にまれ凶事を云なり。然れど万葉
五に。靈剋内限者平氣久安久母阿良牟遠事母無裳無母
阿良牟遠。十五に。伊麻太邇母。毛奈久由可牟登また多婢

爾氏毛。母奈久波夜許登。六帖また伊勢物語に。我たへ
裳れくなりぬべきかな。是等
は母那久は。無恙と云意なり。死ハ。有が中にも凶事なる
故に。其時の事を。凡て母と云て。喪字を當たり。斯て喪屋
は。屍を斂置て。其事どもを行ふ處なり。古へ天皇の崩坐る
時。葬奉るまでは間殯宮と申すに坐せ奉て。阿賀理し奉
し例を思ふに。殯宮の事は。仲哀天皇巻上代にも。凡人も
に委く註るを見べし。
喪屋字作りしなるべし。書紀纂疏にも。即喪屋を
謂殯宮と註さまへり。〇河鴈。師
云。此名。此と書紀の海神宮段一書に。時有川鴈嬰纏云々
とあるを。二を除て餘りは見えねば。然るは為が鴈をかく
め云るか。口訣にも然注せり。又は川鳥などの如く。一種
別にあるか。纂疏にも。謂息鴈之類をあり。ちは

鳧の一種に。加留と云ありて。古書どもに。加理之子と云む。其子なれば。此をも思ひまさ鴈をも弃ば。両方をかねたるさじとて注されさるゝ。若然らむ信られず。又河に住鳥此類を。凡て河鴈と云し據ありて。其意に如此注さるゝ。其れさるこをなけど。此れ種々の鳥どもを。並挙なる中の一つなけむ。総名にては称ハゞ。一ツ此鳥名なり。川千鳥などむ。只千鳥にて。濱千鳥。礒千鳥などなに熟尋ぬも云て。河に在を云なけむ。此の例と異れり。べし。○鷺ハ。和名抄に。崔禹錫食經ニ云。鷺ハ色純白。其聲似人呼者也。和名佐岐とあり。本草和名に。鷺一名。䳟。和名佐岐。字鏡にも鷺ハ佐義とあり。みな同じことなり。○雀ハ和名抄に。雀ハ和名須々米とあり。雄略天皇ノ大御歌に。爾波須受米とよませ給へり。古事記に。雀ノ字を。大雀命。雀部など佐邪伎に用ひされど。書紀に。佐邪伎にて。鶺鴒と書て。此を以雀為春女をあれば。なお須受米なり。然るに本草和名にも。雀邪和名須々美とあり。和名抄にも。雀鷂ハ漢語抄ニ云。須々美多加とあなれ。古くハ須々美をも云るなり。○鶺鴒ハ。和名抄に。佐々木とあれど。美曽佐々岐とも云由は。既に註へり。第七十九段の傳見べし。○鴗は。下に翠鳥とあるを同鳥なり。委くは第九十九段。大国主神の御哥。蘇迩杼理の処に註せるを見べし。○鵄は和名抄に。本草ニ云。鴟亦作鵄一名鳶。和名度比。爾雅ノ註ニ云。鳶一名鵟。喜食鼠而大目者也。漢語抄ニ云。久曽止比とあり。本草和名に。鵄頭。和名止比乃加之良と見え。字鏡に。鳶。鳶。鵄。鴟。鵄。鵰なれどの字を。止比とあり。鳶鴟鳶などを。左支とも有は誤なり。○烏は和名抄に。唐韻ニ云。烏孝鳥也。爾雅ニ云。純黒而反哺者謂之烏。兼名苑ニ云。一名鴉。字亦作雅。和名加良須とあり。○伎佐理持師ニ云書紀に持傾頭者とあるを。私記に。師説に葬送之時戴死者食片行之人也を云り。此説持傾頭の

字に拘らで如此註せるは。如何様にも據ありと見ゆ。
此に従ふべし。口訣に。助尸傾也と云。纂疏に。謂挙死人之
頭首者也と云るなどは。只字をのみ思ひ
ての強言なきは。云ふにも足らねど。まさ気去る時に頭傾ちて
ゆゑに。伎佐理持と云を云へるなども更に由なし。
書紀に。持傾頭者は。いかなる由にて書れしならむ。詳な
らねど。此字と。私記説とを合せて熟思ふに。笥飯背垂持
と云べきならむか。祁比ハ伎勢多
佐と約まる。背垂とは。俗言に物を
負を勢多良負と云ことをいふ。それ肩にとりかけて。背
ゆ垂負と云意なり。ちまき
ば私記に戴ものなれば。正しく頂上に置にはあらで。頭な
前へ傾俯きて。項より背へかけて。飯笥を居て行なれ
し。故書紀に傾頭とは書るか。若然らば持字は。傾頭を持
には非ずて。持て傾頭なり。然らむ持食傾頭者などゝ云
そ書べきに。食など云字なく
て。只其持さる状をのみ書るは。いかゞあれまぞめ。此は
若くは。食字など後に脱さるか。ちらばとも如
此なる役は。他事にも例なきを。なぞ葬にのみ有て。頭を
傾け俯て行ぐ袮ならし死故り。其形状をもて名けしま
む。其意を得て。字も形状
をもて書るにや有む。然る事は右此如くにて。名意は
頗傾背垂持にても有べきの。加夫志は伎
と約まる。ちて右此如くな
て持行ゆゑに。其飯の名を。頗傾背垂と云を約て。伎佐理
と云ならはしなりけむ。其伎佐理の飯を持意なり。如此
見る
をきは。書紀の傾頭は
二字。即飯れことなり。ちて私記に片行をあるは。中に向
字など脱て。片向行などふや。然らざれど。片行と云ると
心得べし。彼此に此片行に傾頭字
の意ぞありげに見ゆ。武烈天皇紀に。鮪臣

が戮されし處へ。影媛が逐行てよめる歌に。拖摩該儞。伊比佐倍母理。拖摩暮比儞。瀰逗佐倍母理。儺岐曾裒遲喩倶謀。柯㝵比謎阿婆例。於是影媛收埋云々とあるなぞ。事のさまよく戴死者食行と云るに似たり。大嘗祭式に。斎場より大嘗宮へ。兩国の供物を渡に行列の中に。戴御膳案女八人とあり。是も葬事に非ざれども。事の状は似たり。さて河鴈は頸のさまなり。此使佐理持は形状に類なるものなる故に。此役を充つる例なるべし。今予郷の風俗に。送葬に水持と云者あり。死者の乳母か何ぞ。親しき婦人。白物を服。頭をも白き布などして結て。水を盛器を以て。最先に立行なり。かの影媛哥に。玉琬に水さへ盛とあるによく當れり。されば此使佐理持も。諸国の葬の風を尋ねなば。今も似たることも必ありて。名ものこれる事も有ぬべし。○箒持は。波々使持なり。師云書紀に。持帚者と作り。古事記には掃字を用ふ。此字を帚に用ふる例は。箒書に見えねども。波々使は羽掃の意にて。躰用の差のみなれば。御国には。古へ通はし用ひられむ。万葉十六にも。玉掃とうけり。此は葬の時。帚を持て行者を云なり。後世にも葬ならでも此事は有ことなり。口訣に。葬而掃塋屋人也と云るは。称れば。若それらば。帚人などゝこそ云べけれ。帚持としも云るは。持て行。故の名なり。台記に。久寿二年十二月十七日。傳聞。今夜亥刻。高陽院入棺云々。即奉遷福勝院云々。出御之後。民部大夫重成。以竹箒拂御所とあり。口訣の説は。かゝる事も有しを思ひてあるべし。さて此役を鷺に任しなるは。毛冠の帚に似たればなり○碓女は。師云宇須賣と訓べし。書紀には舂女とあり。都使賣と訓れど。此も宇須賣と訓べし。今世にも。米を舂男を。碓之者と云称あり。さて女は。部の意ならむかとも思ゆれど。猶字の如くなるべし。女は稲舂ことゝ。万葉十四の東歌などにも見

さり。さて此役は。まづ和名抄祭祀具に。粢餅。漢語鈔に云。粢止度岐祭餅也。粿米。漢語抄に云。加之與禰。浄米也。糈米。離騒経注に云。糈。精米所以享神也。和名久万之禰とある。糈字は糈の誤なり。糈を俗に糈に作る。と字書にあれど。なほとり誤まるか。粢米は。今いふ白餅。粿米。糈米は。今云洗米なり。然れども上代に殯にも此等の物を奠し。その米を舂女なるべし。若あるは飯の米ならば。其殘舂者とて。別に挙べきに非ず。右れ物は。米はゝにて奠れど。舂が其制なる故に。其役者を挙ざるなり。但し予が郷近き里々にて。人死ぬれば。庭に多く臼を立て。ことさらに米を多く舂ことあり。他国にもさることざ有べし。されど上代の儀のこれるにや有む。此を以思へば。奠の米はみにも非ざらむ。又口訣に。為粢哺尸と云るところし。さて雀に此役を任せるは。谷川氏説に。雀取躍而不歩。如舂也と云へる。

信にさも有べし。○哭女は。師云那伎売と訓べし。仁賢天皇紀に。哭女此云儺倶謎とあれども。これ人名にて。此とは別なり。さて此も谷川氏説に。嘗聞紀熊野若家有死人傭饒舌婆子。令之哭告郷黨隨價高低有哭泣輕重云。此事は已も聞り。隨價高低とは。一升哭。二升哭など云て定むとぞ。鶬鶬取其來于簷下善鳴也と云り。今云古事記に。雉為哭女とあり。彼も声高く鳴鳥なれば。哭女に合へり。○尸者は。母能麻佐と訓來れり。此と綴造とは。師古事記になし。説に。尸者と云もこれは甚疑はし。其故は。まづ漢国にて尸と云者は。神象也と禮記にありて。先祖の祭祀に設くる者なれ。男を祭るには男。女を祭るには女を用ふ。さてそは。孫為王父尸とありて。孫を尸にはなれば。父は却りて。子を父として祭ることなり。然れども此尸と云者は。彼国にても。

古の風俗にもそのあれ。甚有まじき事なれバ。後世には絶て無き事なり。況て御国にはさはいさ有べくも思はれず。然れど書紀に尸者と書まさるが當らぬにや。口訣に尸者著死衣而謁弔と云はれ。死人の著衣を著て弔に來る人に見ゆる人を聞えて。漢此尸とは同からぬを。漢籍の趣にはあらで。如此註せられは。當時さる風俗の有しにや。然も有ずは尸に似たる所もあれバ。書紀に尸者と書れたるも。惡からぬにや。左右に疑はし。とあり○綿造ハ。私記に。謂今以綿漬水沐浴於死者之人耳也。されど師は其ばかりの綿ハ甚少もあらば。故思ふに。屍のなるがざらむ料に。棺内の空處を。上代には綿してぞ塡めけむ。其綿は多くいることな

ませ。それ造者を云にや。さまれど是らは。いさゝて鴟を此役と定めがとき事なりけし。を云れたり。に任せられは。其嘴にて綿を解に便あることを取れるか。○御食人は。師云殯の間死人に供る饌を執行ふ人なり。殯に進奠事。書紀に。天武天皇の崩坐し段に見えたり。さて此役をまた翠鳥に任るゝは。谷川氏説に。能取魚故也と云り。此鳥のよく魚をとることは。漢の諸書にも見えて。尓雅集注に。鴗小鳥也。色青翠而食魚。江東呼為水狗。似雀小鳥青也。一名天狗。兼名苑云魚虎と。釈紀にもいへり。○宍人は。私記に庖丁之類也といへり。死人に供る獸肉を料理行ふ人なるべし。師は上の御食人と同じ一つに云れたれど。然は有まじく所思ゆ。宍人部と云部の有るにても知るべし。此は[redacted]天皇[redacted]紀に見ゆ。さて烏を此役に任せられは。此鳥よく。死と云獸の肉

むらを食へずなり。○凡以衆鳥任事ハ。師說に。如何なる
所以とも慥かには知られねど。姑く。纂疏に。稚彦有雉禍故
以衆鳥任葬官類之也。と云るに依て有なむか。今云。栗田土麻呂說
に神代に鳥の禍にて死たる者は。かく鳥どもに行はし
め。獣の禍にて死たる者は。獣に負せて行はしめし事の
有けむを知がたし。今世に病犬に喰れたる者死る時に
物食ふ状も吠る声も何もさながら犬の状になりて死
ぬることの有は。奇しき事なるに就て思ふに。天稚彦が
高津鳥の殃にかゝりて死たるは。雉に喰れたるには非ざ
れども。射たる雉の血の付たる矢に中りて。死たれバ。雉
に喰れたるも同じかるべし。斯ても死る時に。鳴声も何
め。雉の如くになりて死たるには非ざるか。もし然あ
らば。やがて雉れまで。鳥どもに負せて葬事を行はせし
にも有べし。犬に喰れたる者の。奇しき状なるに就て。
試に云なりと云ふなり。此は纂疏の說を助べき說なれど。
因に記し出ぬ。凡て神代のハ。尋常の意を以ては。測がたき事

ぞ多かる。抑天若日子は。前にも云る如く。いみじく罪深
きさまには。殊に貶して言傳へたりと見ゆれど。
此喪のほどにも。甚く疎みて。集ふ人も無かりけむ。故せむ
方なくて。鳥どもに其事を負せたるなり。とも云べけれ
ど。次に日八日夜八夜遊とあるを思ふに。然のみ事欠た
ゐ惑れさまを云る語の勢ひには非ず。凡て古文を見るに。
其とは云ハねど。凡ての語の勢ひにて。大旨の意ぞへは知
るゝものぞ。口訣に。使衆鳥辱尸也と云ひ。卜部兼倶說に。
上古野葬にして。鳥に食しむるなりと云るなどは。
例のなるけうなき後世意なれば。論にも足らず。ぞ言れ
たるは。信に然ることにて。測りがたき事には有れど。佐藤信
淵言に。鳥獸といふ中に。鳥の風に乗りて。虛空に翔るを
思ふに。本より天に生て天に屬き。獸は地に生て。地に屬
る物と思はるゝ。然れば此なる衆鳥どもは。天と国との御
柱と為。風神に從ひ降りて。天稚日子が屍を。天に致しけ

む故に其衆鳥を惡事に任さるにや。凡て鳥は。風神に從ふ物と思へることゝ云り。此言の面白く聞ゆるに就て熟思ふに信に獸も盡く土に屬きし物と聞えて。伊邪那岐伊邪那美命の。國生給ひし後に聞ゆるを。衆鳥はいかにも。天に生て。天に屬る物と見えたり。其はまだ天地初發の時に。伊邪那岐。伊邪那美命の。御合坐むとせるに。其術を知看ざりしかば。鶺鴒飛來て。其首尾を搖せし是鳥の見えたりし始なるが。此時しも。未國土も生給ざりしかば。天よりならで。何處よりか來らむ。但し其飛來ることも。不意に似たれど。信には產靈神の產靈に因なむことも。其所に委曲に註るが如し。第六段の傳を見て知べし。然れバ此を。天使者の始とや云べき。さて上に。雉名鳴女を御使に降し賜ひ。今まさ惡事に衆鳥を任し。また神武天皇の御世に。建角見命の。八咫鳥と化て降れるも。天神の御使なり。また是に依て思へバ。同天皇の御弓に止まる。金色の鵄も。天より降れる御使なること。云も更なり。然れど此二事も。鳥の天使者なるは證となるべし。上に。八千矛神の御歌に。伊斯多布夜阿麻波勢豆加比とあるは。師說の如く。伊曾岐飛や天馳使にて。使を虛空飛鳥に譬給へりと聞え。第九十八段の傳見るべし。允恭天皇巻に。輕太子の御歌に。阿麻登夫登理母都加比曾。天飛鳥も使ぞあり。と詠まし。万葉十一に。妹に戀ひ。寐ざれば朝明にをし鳥の。是ゆ飛渡る妹が使か。十五に天飛や鴈を使に得てしが。奈良の都に言告やらむ。など詠るを思ふに。

上代に衆鳥を天使といふ諺の有しなと炳し。なほ允恭天皇ノ巻。輕ノ太子ノ御哥の処ノ註を見るべし。さて是に因て猶思ふに。鳥は凡て風神に従ふ物と思はると云説も。實然ことゝに聞ゆ。そは巨細に言ざらむも。衆鳥の有状を熟視ざらむには。誰も自らに思ひ得ぬべし。○行定而ハ。師云。於許那比定米氏と訓べし。於許那布とは。事を擬ひ掟るを云て。中昔までも此ノ例多し。延佳本に。行を於伎氏と訓るも。意は合へり。凡て於許那布てふ言。後ノ世には多く重く用ひども。古へハ輕くも多く用へり。允恭天皇紀ノ歌に。區茂能於虛奈比とをよみ。古今集には。くものふるまひとて入る。土佐日記に。米魚などこへば。おこなひぬ。一本ニハ贈つとあり。

落窪物語に。いひとちて。此は雑色所ぞなど定めて。とせよかくせよなど行ひて直さば。なほ見ゆ。なほ此ノ餘に。枕ノ冊子に。格子を上ることを。御格子於許那布と見え。源氏須磨ノ巻に。近き所々の御庄の司召して。さるべき事どもなど。良清ノ朝臣したしき家司にて。仰せおこなふもあはれなりなどあり。○日八日夜八夜。師云。八日は。八夜に對ひたれど。耶比と訓べきが如くなれども。猶耶加と訓べし。倭建命ノ段ノ歌に。迦賀那倍氏用邇波許々能用比邇波登袁加袁。これ夜に對ひても。日は伊久加と云證なり。さて八日は。古今集などに。耶宇加と見え。常にも然いへど。それは音便にて。耶を延へたるものにて。古言の正しき例には非ず。さて此ノ二日三日八日十日などの加は。日ノ數を云言にて。彼ノ御歌の迦賀那倍氏も。日々並而にて。日

數を竝べ計ふるを云なり。屈並考へなど云説は、みな非なり。加とは、氣を通はし云へる言にて、氣は、經日數の長きを、古事記また万葉の歌に、多く氣長と云ひ、はた毎日を、朝爾食爾と多くよめる氣是なり。食は借字なり。さてそれの朝爾食爾を、或は朝爾日爾ともよめるを以て、氣は日數なることを思ひ定めよ。かくて氣は、來經の切りたるなり。來經と云ことは、倭建命段の歌に見えたり。其は彼處に委く云べし。景行天皇卷卅年十月の處の傳見べし。されば二日三日など云は、二來經三來經と云ことなり。師説に、此加を數の畧なりと言れし説はよろし。さて二日より以上は、みな伊久加と云を、一ト日のみは、比止加とは云ぬは、いかなる故にか、未思得ず。凡てかゝる言は、神代のまゝの古言なれば、必所由あり。

なむ物ぞ。はた二日七日は、布多加・那々加と云べきを、多を都、那を奴と轉し云は、たゞ何となく、通音にいひなれたるものにて、日數を計へて、幾日と云ことは、夜も其中にこめれるを、此の如く、八日八夜などゝ分て云を、古語の文なり。此は八日の間、夜も晝もと云意ならむと、思ふ人も有ぬべけれど、左に引く鎭火祭詞なるは、其意なき例と思ふべし。鎭火祭祝詞にも、夜七夜晝七日。下の夜字、今本には日と作れども誤なり。元々集に引るに、夜と有を用ふべし。山城風土記にも、神集く而七日七夜樂遊とあり。さて此の八も、例の弥の意にて、多ゞ幾日もと云意なり。また正しく八日八夜にも有べし。○哭遊矣は、斯奴備阿曾備伎と訓べし。師云、遊とは、管絃歌舞たぐひを云て、樂字に當れり。石屋戸段にも云ひ、また仲哀天皇卷に委く云ふ。さて上代には殯時も、む絃と樂せしこと。此餘も

古書にあまた見ゆ。委くは允恭天皇ノ巻。天皇崩ちて喪に坐し処に註せるを見るべし。
如此く樂せしは。何の所以ぞと云ふに。まづ人の死たるは。
彼ノ天照大御神の。天ノ石屋に隠坐て。世の闇夜になりし
に類たる故に。其時の故事をまねびて。歌樂て。其人を復
此ノ世に還し給ふを。招禱る意をし起し。然るを書紀に。
哭悲歌へる事のみ云て。樂のことを記さざるは。御国
の古禮を忘れて。純に漢ざまに書成されたる物なれば。悲
歌とのみにては。古意に背る物なるや。樂は死人を再還しと云意にて。お
もしろき態をするなれば。なぐ悲哥のみには非ず思ひ
混ふること勿れ。喪に楽せむこと。有べくも非ぬと思ふ
は漢意なり。其にるも。本悲みのあまりなれど。何事かあ
らむ。凡て古への事を。漢国に例なきをば疑ひて。左右に言ひ

まげて。強て漢にかなへむとせるは。学者のくせなり。後
漢書といふ漢籍りさへ。皇国の事を記せるには。其死停
喪十餘日。家人哭泣。不進酒食。而等
類就歌舞為楽。といへるものぞや。

是時味鉏高彦根神。昇天而。弔
天稚日子之喪之時。天稚日子
之父母親屬。其妻子等。云我子
者不死而在矣。我君者不死而

坐矣而。攀牽手足而。且喜且慟
矣。其過之由者。此二柱神之。容
姿甚能相似。故是以過之也。於
是阿遲志貴高日子根神。大怒
而。我者愛之朋友之故弔來耳。
何哉。以吾比穢死人云而。拔御
佩之十掬劒而。切伏其喪屋。以
足蹶離遣矣。此卽落而成山。今
在美濃國藍見河之河上。喪山
云山是也。其御刀之名。謂大葉

刈。亦名謂神度劔。世人惡以生者誤死者事。此其縁也。

味鉏高彦根神ハ。天稚日子の妻。下照比賣の御兄にて。事代主神に坐ことを上に註せり。第百三段の傳見るべし。○弔は登夫良比と訓べし。問と同言なり。訊聘諮等の字を。登布とも。夫良布とも訓るを以て辨ふべし。但し登夫を延て登夫良比とを云ふ。押を於曾夫良比と云ひ。引を比許豆良比など云ふに同じ。第九十八段の傳に云るを見べし。○父母親屬は。父母宇加良夜加良と訓べし。但し此は。書紀の正書に

採て記せるが。本に。親屬の二字に。チヽハヽウカラヤカラと訓付たるは。父母の字を脱せるにやと疑はるれど。今補ひて記せるなり。神代紀に。族字を宇我邏と訓み。顯宗天皇紀に屬はた親族。安閑天皇紀に。同族なを有り。師云。宇賀良ハ生族の。夜賀良は家族の意なれば。よく考ふべし。と有り。然めならむこの。猶記傳。安康天皇巻見るべし。○我子者云々は。父母の言なり。○我君者云々は。妻子等が言なり。師云。書紀に此君を。シナキと訓を付さるは。古へさる称も有ならめど。慥なる據も見えず。例も無れバ從がたし。仁徳天皇段。哥に。阿賀勢能岐美をと絶り。シナキは勢那君の轉れるにや。ちて此妻子どもは。天若日子いまだ葦原ノ中国に降らぢめし以前の妻子を為れなり。○坐矣上は父の言なる故に。在れむと云ひ。此は妻子等が言なる故

に坐といへり。○攀牽手足而攀牽は古本に都加美加ゝ、理と訓るに従ふべし。こは信友が校たる古写本の訓なり。万葉四に戀は今はあらじと吾は念ひしを何處の戀ぞ附見繫有れる十六に家に有し櫃に鏁刺し藏めてし戀の奴の束見懸而。など有て古言なり。また四に衣手に取とゞこほり哭兒にも云くはた二十にから衣すそに取つき泣く子らをと云くなど有も此の状に似たる哥なり。○且喜且慟矣は師の用呂許備母志麻刀比母志伎と訓れたるに従ふべし。○過は高日子根神を誤りて天若日子ぞと思へるを云ふ。○容姿は記傳に加本と訓て加本とは先は面の形様を云名にて總ての身體の形様までを兼たり。書紀に容姿形容貌容な

どの字を皆然訓るまて心得べし。今世には只に面指て加本といへども其は違へり。此の二柱神の相似たるも只面の形のみならず總ての身躰の形様までを云なれば。今世人の心には此容姿をも加本加多知と訓ては言足ぬげに思ふめれど然にあらず有れど。猶さゝは加本とのみ云ては言足ねど。書紀正書に此神容貌正類天稚彦とある容貌を古本に加本加多知と訓るに従ひて訓べし。此も信友が校たる古写本なり。今本にては此容貌まゝ一書の此神形貌自與天稚彦恰然相似とある形貌をもカタチとのみ訓るは言足らず。凡て書紀に面貌顔容顔貌などは固にて容姿形容形姿貌容など有るも師はこれ加本を訓べき由言れおきまど。加本とも加多知とも加本加多知とも訓ては処にとりて稱はぬことも有れり。○過之也は阿夜麻氏流那理祁理を訓べし。本には過也と有を師のかく訓て凡て上ノ語る事を如此さまにことどる語は那理祁理と

織るぞ雅文の定りなる。と言れしに依れり。そも〳〵かく過てる故に。上ノ件の如く。哭遊べる事は。天稚彦の靈の歸り給らしと。物る事なりしかば。今や來ると待つゝ有れむに。いとよく似たる神の來坐る故に。是は歸り來つと思ひて。取付さるなり。○愛朋友之故ハ。宇流波志伎登母賀伎那禮許曾と訓べし。古事記にハ。愛友故とあり。書紀には朋友之道理云々と有ルを合せて文を成せり。師說に。神功皇后ノ紀に。善友をも有り。伊勢物語に。昔男いとうるはしき友ありけり。などあり。凡て友の交の睦しきをいふ。宇流波志と云り。万葉十八に。宇流波之美須禮とよめるも睦しく交るを云り。俗に云ふ中の善なり。と言れしに依れり。朋友を書紀に登母賀伎と訓る。加伎の義ハ未思得ず。或説に。共離の義にて。互に相挟る由なりと云へり。然も有むか。那禮許曾は。那禮婆許曾の意なり。婆を省きて云ぞ古語の格なる。○弖來耳記に。愛友故。弖來耳とあるを。師は耳ノ字を許曾に當て。愛友那礼許曾弖比來都礼と訓べしと言れつれど。上なる之故を。那禮許曾と訓み。耳を都禮に當て訓べく文を成せり。師云。耳ノ字を。能美を訓ては漢文讀なり。凡て古言ハ更にも云ず。中昔の雅文にまでも。語の終に。能美と云是つることと有ルことなし。許曾と云辭に。耳ノ字の意あるなり。此ノ事は。記傳ノ首巻に委くいへり。また漢文にハ。凡て來弖なども弖來を先に言を。御國には。昔も今も弖來と云如く。凡て來を下に言ぞ定りなる。此は文書む人の心得に云なり。さて此ノ二柱ノ神の交遊ハ。天稚日子の。此ノ國に降て後よりの事と聞ゆ。下照比賣の母兄ノ神に坐ぞ。其のりも甚親き

なり。神名式に。出雲国出雲郡に。阿遅須伎神社。天若日子神社と並び載れり。文徳天皇紀に。仁寿元年九月乙酉。殊擢出雲国阿遅須伎高彦根命授従五位下とあるは。此社になるべし。○比穢死人ハ。師云伎多那伎志爾毘登爾那蘇布流と訓ぜし。死人は。垂仁天皇紀に。従死とある訓れ如く。決めて志爾毘登と訓べく。比も万葉十一に。久方の天光月も隠去ぬ。何に名副て妹を偲む。なぞ〻有に依て。那蘇布流とは訓れ。古今集序に云る那須良閉歌も。漢国れ比に當れり。此を師は。比穢死人と訓れけれど。比穢と云言も。聯ざは漢めきたり。はた終の夜もころし。凡て何誰幾なぞ〻云て。下を夜と終むること。雅文には無きことなり。漢文読より転れる。近世の俗言なるを。師の文にも。常に此誤多きハいかにぞや。今世に此てにをはを弁へ知る人なし。古へのさま文をよく見て悟るべし。さて書紀注どもに。阿遅須伎神は。此喪を弔ひ給へ係去也れ義不義を。かにのくう論へ係は。甚ゐのぢき非祀漢国風のさだなれめ。○蹶離遣矣は。久恵波那知夜理伎と訓べし。久恵れあとは既に註り。第三十二段の伝見べし。離は放字れ意よて。何処にまき往係〻に棄や係ずと云。一つに合さる物を。分離く意になゐらば。○此とは其蹶放遣さる喪屋を云。○落而ハ。天より葦原中国にあり。○美濃国ハ。またミ野とも書り。名義師説に真野なるべしとあり。此国の事ハ。開化天皇巻に委く云べし。○藍見河詳ならば。口訣に。厚見郡也と云るは。其頃までは。慥に此名の川ありしにや。和名抄に不破郡に藍川と云郷あり。

○河上。此も上の肥河上の例に依て。加波加美と訓べし。加波良と云。加波乃倍とも訓。字なれども。山の在所を川以て云むに。其山は。其川の傍に在ゆゑ。川大にて。山いと小からねばこそ。さも云べけれ。川もいとしも大ならば。山も宜きなれど。ならむかは。されは云ばからば。今は藍見川の喪山も詳ならねど。まづは水源と云むぞ。なべてのことを知るべき。○喪山も詳ならねば。或説に。藍見川は。不破郡府中村の藍川是なり。喪山は。其藍川の上に。送葬山と云ある。是なりと云へり。猶よく国人に尋ぬべし。松下氏が。今の僧都山なり。喪音を訛れるなり。と云るはいかゞ。但かの送葬山と。僧都山と。音近ければ。一山かや。また万葉九に。母山に霞たなびき云々。とあるは。八雲御抄に。美濃とあるに付て。此喪山かや有むと契冲云り。此哥は近江湖にて。舟より見放てよめるなれど。美濃は隣国なれども。物遠く聞ゆ。また美濃国の或人云。武義郡大矢田村に。天王山と云ありて。其喪山なりと云り。また飛彈国に。荒城郡荒城郷荒城神社もあり。上代よりは同国なりしが。後に隣国となれる類多かればに。是らにも心を付べし。また信濃の岐蘇のあたりも。古は美濃国なりしかば。彼辺までも尋ぬべし。○大葉刈は。古事記には大量と書り。共に大波加理と。波も加も清て讀べし。記傳に。書紀に。刈此云我里と有れど。彼は我を濁れども。此記には。量字を借て書れば。加と清て讀べしと有れども。書紀の清濁字は。さしても拠とするに足らず。さて名義は。大刃刈なるべし。なほ上の都牟刈之大刀の處を考合すべし。第七十段の傳見べし。○神度劔は。師云加茂翁説に。神は例のほめて云言。度は利なりと云れしかも有なむ。然らば度の下に。之を添て読ばよろし。さて出雲国に神門郡と云あり。此劔は此地より出る故に名くと云説はよろし。彼国の風土記を考るに。神門郡は。此神の由縁有れども。そは返て郡名は。此劔より出たるも知がたし。風土記の郡名説は別なり。沼と越中国

新川郡に神度神社。今云和名抄に同郡に布留郷あり由有げなり。但馬国氣多郡に神門神社あり。○世人惡以生者誤死者事比其縁也む。谷川氏が。好生惡死人情之常。而以貌之肖誤之者。世或有之。故爲其縁也と云はが如し。

此味鉏高彦根神。容儀華艶而。映于二丘二谷之間矣。其赫然而飛去之時。其伊呂妹高比賣命。思顯其御名而。歌曰。阿米那流夜。於登多那婆多能。宇那賀世流。多麻能美須麻流。美須麻流邇。阿那陀麻波夜。美多邇多和多邇須。阿治志貴多迦比

古泥能迦微曾也。此歌者夷振也。一傳云。又歌曰。阿麻佐加流。比那都賣能。伊和多羅須勢。杼。伊志加波加多布知。加多布知邇。阿彌波理和多斯。米呂余斯邇。余斯余理許禰。伊斯加波加多布知。此兩首者。今號夷曲也。

華艷ハ。本に宇流波志久と訓るに從ふべし。さて華字。常本に花とあるは誤なり。今は師の校らまさる一本によれり。○二丘二谷ハ。上に谿八谷峡八尾とあるなと同例にて。丘二尾。谷二谿をいふ。○映矣は。氏理和多羅志伎と訓べし。歌に美多邇布多和多良須。とよめる即是なり。恋を弔ひて天に昇給ふも。今忿て飛去給ふも。共に御魂の進める時なまむ。如此光映とのふれなり。凡て貴き神たちは。御魂は進み給ふ時に。御體の光給ふことは。既に委く論へ也き。第二十九段の傳見るべし。○赫然は。於母本傳理氏と訓べし。面火照は意にて。本に赫然作色。慍色など皆かう訓り。怒れる顔色を云ふと既にも註へり。第四十段作色の処。さて此を

古事記には。忿而とあるに付て。師云。上に既に大怒とあるを。こゝに更にかく云るは。終に心解ず。怒まさることにて還坐し由にて。悉に會へる神等に。辭言をもせず。名告をも爲賜ざりし意を。此言に含めて。次に思顯其御名と云處に應かせたる物なり。凡て古事記の文は。大抵古傳のまゝなる故に。かゝる處に味あり。心を付べし。さて還とも罷ともいはで。飛去としも云る是も。忿て速に去賜ふをしれぬ。但し飛ハ。宗に鳥の如く。空を翔行なり。たゞ速に行ことを。飛と云には非ず。落窪物語に。飛やうにして出とまひぬを云ひ。常にも速行を。飛で行と云るは異なり。○伊呂妹は。師云。伊呂毛と訓べし。同母妹を云れぬ。また凡て古へに兄弟を稱呼に。男弟女弟に對へて。男兄を勢と云ひ。

阿爾とも云ふ。此は常にたゞ女兄に對へて。男弟をも勢ぞ云へり。須佐之男命のみづから。天照大御神の伊呂勢と詔へるが如し。中昔までも然云り。女兄に對へて。男弟を淤登と云ことは無りき。此は後世ぞ異なり。さて女弟に對へて。女兄を阿泥といひ。たゞ男弟の。みづから女兄を指すも。阿泥と云り。但し男弟の。女兄を阿泥と云は。みづから呼ときのことなり。傍よりは。男弟に對へては。女兄をも伊毛ぞ云り。中昔までも然り。此は後世と異なり。さて男兄に對へて。男弟を淤登と云ひ。此ハ常の如し。女兄に對へて。男弟を淤登と云ことはなかりき。たゞ女兄に對へて。女弟をも淤登ぞ云り。中昔までも然りき。女兄に對へて。女弟を伊毛と云ることは無し。此は後世と異なり。さて男兄に對へて。女弟が伊毛ぞ云ふ。こは常の如し。女兄に對へて。女弟を伊毛と云ることは無りき。たゞ男弟に對へて。女兄をも伊毛

毛を云なり。此は後世と異なり。斯てまた同母兄弟の間にては。勢を伊呂勢。阿泥を伊呂泥。阿泥の阿を省きて泥と云なり。例は古事記黒田宮段に。伊呂泥をありて。書紀にハ某姉と書れたり。さて泥と云は。もとは男女に己とまる称にて。男名にも負り。此事浮穴宮段に云り。然るを。阿泥の阿を省きて。同母姉なも。伊呂泥と云なり。淤登を伊呂杼。淤登の淤を省きて杼と云なり。濁るは。伊呂より連く音便なり。例は黒田宮段に。伊呂杼と有なり。また記中に。伊呂弟とあり。然も常に云なり。此等に準ふべし。同母兄に對て。女弟をば。伊呂毛を云はむことを決し。阿泥を伊呂泥。淤登を伊呂杼と云例にて。伊毛の伊を省きて。伊呂毛を云べし。故今然訓るなり。凡て古に。兄弟姉妹を称呼る名ども。男と女とによりて。互に異なる〻ことを。右の如くにして。後世の格をハ異なること多し。委曲に云べきことを。万へまた誤るべし。書紀の訓。和名抄などハ。古に合ざることと混れり。よく〳〵心得て取べきなり。さて凡て伊呂と云ふ言の義は。

浮穴宮段に云べし。安寧天皇巻見るべし。〇高比賣命ハ。下照比賣の一名なり。前に見ゆ。第百段の傳見るべし。此比賣の。今かく天に坐るは。天稚日子の屍を天に致せるときに。其に副て昇らせるなるべし。〇思顕其御名而者は。此喪に會集る天稚日子の父母。また妻子親族ハ。天上の神等なれば。此阿遅志貴神をば。見知ざるに。如此怒りて。終に名告をもせで。飛去り給ひぬる故に。誰しの神とも被知ずて。止なむあとの遺恨さに。御名を令知むとは思せるなり。伊呂妹の心にハ。誠にさも有ぬべき物ぞ。〇阿米那流夜ハ。師云天在にて。夜は助辭なり。師も久老も。天若日子の喪を。古事記には。此因にては事と

し。書紀にては。天上にての事とはあれど。天上にして。更にあ
米れるやとは云べきに非ねど。此ノ国にての事とせる傳
有や。正からむ。を言れねあれど。天上ならぬからに。天在哉
とはなどか言ざらむ。況て下照比賣ハ。下津国の神なる
が。今始めて昇りませるなれば。下津国にて。常に云な
らへるまゝに詠るとせむに。何でふことか有む。万葉
三に。天有佐〻羅能小野之云〻。七に。天有日賣菅原十一
に。天有一棚橋。十六に。天尓在哉神樂良之小野爾なども
あり。○淤登多那婆多能ハ。弟棚機之なり。如此さばに云
淤登は。人の季子を淤登子と云。其ノ淤登なり。少女の意に註せるハ非
なり。少女ハ袁登賣。音異なり。催馬樂の我門に。淤登年須賣まと葦
垣に。淤登與賣なれどあるも是なり。抑季子ハ。父母に。殊に
愛まほしき物なる故に。そをさへ轉りて。必しも季子ならねども賞愛まほしき意にて。なほて美女なるをいふ。淤登某
をぞ云れむ。此も然なり。さまで右の催馬樂なるも必し
め季女。季男に婦なれらばとも。然は云てむ。かれ我門ノ哥よ
く欲からば云〻。何や然此郡の大領にまなむにめ。我名を知ま
み。れとむにめといふ。とあまば。家に季ノ女にもあまめ。自ら
かく名告れる意は。愛みかしおかほしき女子なる由なり。
然れど必しも。季女ならばとも云べし。はさ葺垣なるは。
其ノ哥の意さだかならねば。定まりては云がたけれど。其ノ詞
に。ぞゞろはれ此ノ家のにをよそをあり。ぞゞろけるハ。世
に名高く聞えたる意と聞ゆれど。これ
も人に。賞愛まほしき意にても有なむ。棚機ハ機織女を
いふ。万葉此歌に。棚機津女とも。棚機とも〻見ゆ。今云。棚機の季
きことは。第四十八段。天ノ棚機比
賣ノ命の処に。註せるを見るべし。さて此ノ弟棚機を先ツ出
せるは。次に玉の美麗を云む料なり。さるは上ツ代には凡

て玉を以て身よ飾れる中よも。機織女は。殊よ手ふも足
よめ。玉を飾りしかばなり。今云此事ハ第百四十六段ノ傳の処よ委く註ふを見べし。
ちて玉の美麗を云む料ふ。先其女の可愛き由ふ淤登と
云ば。凡て人の物も。天上のは優れて美麗き故り。天在
やをも置るれなり。今云久老が日本紀哥解よ音棚機とせる説も記傳の説を翻案せる説なるぞ。
なひごとあり。○宇那賀世流は。師云契冲説よ。所嬰なり。日本紀
ふ。以其頸所嬰五百箇御統之瓊云々。万葉十六ノ。吾宇奈
雅流珠乃七條。とこれと云なり。宇那牙流を延て。宇那賀
世流と云は。古言の常なり。立るを多く世流。佩るを波加世流と云など同格なり。
偖それ書紀の口訣ふ。頸よ嬰るを云をいうなり。宇那の和名

抄よ。項頸後也。和名宇奈之と云る是なり。万葉十三よ。海部處女等。纓有。
領巾文光蟹とある。纓有をも。ウナガセルと訓べし。今本よ。ウツヒタル。と訓るも非なれり。なれ頸よ玉
懸しなをは。上の御頸珠の處よ云り。第二十九段の傳見べし。○多麻
能美須麻流ハ。王之御統なり。御統のこと上よ出。第三十二段の傳見るべし。
○美須麻流邇。師云凡て歌ふ物ゑ。同じなをを再
返なめし。又かく聯て疊もれるハ。昔め今も同じことなれ
なり。信ふ此歌ならども。かく疊と添よてあそ。調ハ宜れまし。書紀
よも。第四句の終よ。邇字添りて。此句の無きも。同言なる故ふ。後よ誤りて。美須麻流の四字を脱せるなり。或ハ古
哥のさまを知らぬ。後世心よ。同言の重なをを衍と見て。けりしらよ削りしふも有べし。濱成式と云物りも。他
麻能美須麻呂。美須麻呂能とあり。けて邇ハ。八坂瓊れどの瓊なり。書紀り

は廼となる。何にても宜しき中に。廼の方は今少し勝りて聞ゆ。〇阿那陀麻波夜。師云。玉は穴を穿ちて。緒を通し物なれば。穴玉と云と契冲もいへる。信にさることなり。阿那を歎辞とする説は非なり。但し穴玉と云こと。此他に例も見えず。また玉の光は美しきを云むに。其穴を言擧むことぞ。何の由無く聞えて疑はし。故思ふに。阿加陀麻を誤れるにて非じり。赤玉は古哥にあまた見えて。豊玉毘賣命の御哥に。赤玉の光は。云々とあるなど。殊に此に叶へり。加と那と。字のやゝ似たる故に誤れるか。また同韻なれど。本うさひ訛れるにも有なむ。されど書紀にも阿奈とあれば。たとひ誤りにもあれ。古事記なぞとりも以前の事なるべし。もちて上に玉之といひ。瓊と云て。また此を玉と云る。如此同じ事をもちまぐくに長

長を聯ね云ふ。古言の美きなり。大祓詞に。荒潮の潮乃八百道の八潮道の潮の八百會と云るなど思ひ合すべし。さて波夜は。光映にて。照曜くを云なり。延と夜とは通音ながら。波延と云べきを波夜とては。何とかや。ただやうならば聞も来れど。かの速玉之男神。式に。熊野早玉神社なれど。此波夜も。映玉の意なるを思へ。速早なども。みな借字なり。玉に速早きを云ことは由なし。またかの羽明玉の羽も映の意なり。また万葉十七に。多麻波夜須と云言もあり。是も玉映を云ことぞ。由を延て夜須と云は。古言の格なり。令映の意にはあらじ。もちて万葉に此を武庫の枕詞とせるは。玉映むがしと云つゞけなり。玉の光るは。美き物なればバ云へり。心に叶ひて愛く思ふを。古へむがしと云き。もちて此句は。穴玉の如く。光映てをいふ意なり。譬る物を云て。如くと云言を添て心得るは常の事なり。此波夜てふ言は。一

首は眼なり。是を悪く心得ては。凡て歌の意明かならず。よく味ふべし。今云な亦此に。此波夜を契沖が。者哉の義へる歎辞と。一義に思はむも非なる由を。委く論辨られざるを。今は省きつ。記傳に就て見べし。○美多邇は。三音一句なり。契沖云眞谷なり。万葉に眞草をみくさ。三熊野を眞熊野とも詠るは。麻と美と通音なる故なり。然れど。美山も。眞山の意なるべけれど。美多邇も準へて知べし。○布多和多良須ハ。二亘良須なり。和多流を延す。和多良須といへり。師云此二句は。阿遅志貴神の身の光りの。一谷を越て。二谷まで照至るを云ふ。上に映于二丘二谷之間とある即是なり。谷ハ。丘の間にある物なれバ。谷二といへバ。其中に二丘はこもれる故に。即二丘二谷なり。さて此句にて語を絶て心得べし。此句までは。我も人も。皆目前見たる状を云へるにて。次は。是ハ阿遅志貴神ぞと。言聞せ給る意なれぞなり。次句に引続けて見るときは。終の曾也てふ辞。此二句までに係る故に。其意明かならぬ。よく味ふべし。○阿治志貴。四言一句なり。○多迦比古泥能。六音一句なり。○迦微曾也。師云四音一句なり。書紀にハ。能迦微曾也の五字なし。曾也ハ無ても同じ意なり。さて曾也てふ辞のなきに因て。能迦微てふ言もなきは。句の調にかゝれり。其は多加比古泥能加微と云ては。八音なれど。一句にあれり。加微を分れど。二音にて。一句に足ざれば。なり。濱成式には。阿遅須岐能可味とあり。是も一ッの傳にて。一句の調に依りて。高彦根の五音を省けり。凡て哥の調ハ。一句三音より七音までに限れることより。上代の哥とても。いささかも漫にせざりしこと。此にて知べし。然るを今世人の哥によむを見れば。心に任せて。一句を八音九音にもよ

みて。そを中くに古躰ぞと思ふは。いと漫なりかし。けて曽也は。今世の心にてはよく聞えて。疑ひも有れまじ。古語古歌にも。未見にあらぬ辭有れば。且也字を假字に用ひたるにせよ。古事記に例なし。故歌は曽ともえて。也哉云ふとても歌の意は同じ。さまぞ也はたゞ書面の助字に置るばかりの。とも思へるなれど。哥の下に。然助字を置る例はさ無れば。定め難くて。姑く曽也てふ辭としおく。けて一首の意をとなして云はゞ。天なる愛しき機織女の頸に嬰たる美麗玉の如くに。光り映て。二谷まで照たる此神は。阿治志貴神ぞと云ふなり。〇此歌者夷振也。此事は下に夷曲とある處に注すべし。〇又歌曰。書の一傳に。此歌をも。下照比賣の歌なるとせるは。誤なるこ

と。師の委く辨へられたるを。下に注はすが如し。然れど説洩さむことの遺憾くて挙おることと。既に徴にいへりき。〇阿麻佐加流は天離にて。夷の發語なり。其は冠辭考に。万葉一に。天離夷者雖有。石走淡海國乃三に。天離夷之長道從戀來者。十五に。安麻射可流比奈乃奈我道乎云々。此冠辭なほ多かり。古は都方より。鄙の國を望めば。天と共に遠放て見ゆる由にて。冠せたるなり。佐加流とは。此より避り放れて遠きを云。古事記に。奧疎神。訓疎云奢加留と見え。万葉十三に。夷離國治尒登。一云。天疎夷治尒等など。集中に。里放。澳放。振離。見放などあるも。佐加流は同じ語なり。〇今云。岡部翁も師も。天佐加流の佐を。濁音と定られたれど。是も清濁互にいへりを聞ゆれば。予は然しも拘はらず。〇比那都賣能は。鄙女之なり。比那てふ語の義は。雄略天皇卷に註せるを見べし。〇伊和多羅須勢杼は。

伊渡良須瀨門にて伊は冠せる語。（久老説に此伊は在の約まるにて在ゐくし在かよはしなどの在に同じといへり猶考ふべし）渡を延て渡良須といへり。万葉九に。大橋之上従直獨。伊渡爲兒者云ゝもあり。瀨門の門は。水門河門なぞの門にて。万葉十六に。角嶋之迫門乃稚海藻者云ゝとある迫門に同じ。〇伊志加波は。石川にて石多き川をいふ。〇加多布知は片淵なり。久老説に。一方に石あまれバ。一方は淵なる物なるを。かく言るなりと云へり。（栗田土麻呂説に石多き川はあれらば片淵なるものぞと云るも此意なり）〇加多布知邇は片淵になり。上句を疊ねて。其淵にと云意なり。〇阿彌波理和多斯は。網張亘なり。〇米呂余斯邇は。師云。米は。網の目。呂は助辭。余斯邇は。寄になり。偖是まで八句は。余斯余理許禰を云むとて此序なり。〇余斯余理許禰は。師云。寄依來とあり。万葉九に。妻依來西尼。また十四に都麻余之許西禰。などあるを以て悟るべし。〇伊斯加波。（句）加多布知。此は上の詞を。立返りて歌ふ古の例にて。歌の意にて係はらぬ事なり。〇此两首とは本文なき歌と。此歌も两首をいふ。〇夷曲とは。師云。凡て歌を記して此者某振也。また某歌也と云るなぞ。古事記に多し。その某振とあるは。此夷振の外に。允恭天皇巻に。宮人振。天田振あり。聖武天皇紀天平六年二月歌垣の中に。難波曲倭部曲。

浅茅原曲廣瀬曲八裳刺曲など云名あり。古今集大歌所ノ歌に。近江ぶり。水茎ぶり。四極山ぶりなり。次に某哥と云ことの説は。倭建ノ命ノ段の片哥の処に。取出て註を見べし。偖かく某振某歌と云は。皆後に。樂府にて呼る名なり。今号ノ夷曲とある。今号ノ字を以ても。後なることを知べし。宇多麻比乃都加佐と云は。雅楽寮の訓。楽府と書る字は。神武天皇ノ紀ノ哥の下に。今楽府奏ニ此歌ヲ者云々と有によれり。但しトヨノアカリ。と訓るは。楽府によらば。彼をもウタマヒノツカサ。をこそ訓べけれ。さて雅楽寮。大歌所。楽所内教坊などの類。これ楽府と云べし。上ツ代にも。さる官所ありしなり。抑古事記書紀などに載れる歌は。何れも上ツ代の多くの歌の中にも優れて美きかぎりなれば。多くは樂府にも取れて。管絃にかけ。儛りも合せて奏し歌どもなり。其中に。某振と呼は。まだ振と

は。俗にいふ形状進止の布理にて。人にまれ物にまれ。動く貌を云て。歌にては。奏ふ音聲の長短巨細低昂などの貌なり。振ノ字は。先ハ借字なれども。万ノ物に。動き挙るを振といへば。哥の布理を云もてゆけば其意に落れば。布理てふ言は正字なり。曲と書れたるは。哥に付てはさることなれども。布理てふ言の意にはうとし。さて樂府に用る歌は。奏ふに種々の振あるゆゑに。其ノ振々に各名を付て。某振とは云なり。但し其ノ名は。其ノ振を以て負たる物には非ず。故夷振と云も。夷てふ名は。其ノ振にはよらず。宮人振と云も。宮人の名は。其振にはよらず。たゞ其歌の首の詞を取て。假に名けたる物なり。彼ノ宮人振。天田振。田は借字なり。などと古今集にあれど皆然れり。考へ見べし。然るを某振と云は。其ノ処の風俗哥曲なりと云説は。案を考ざる漫説なり。かれ古今集

に。四極山ぶりと云も有て知べし。山に風俗なるべきかは。けまで彼聖武天皇紀に。名は見出し難波曲。其餘も。みな推量也おぼし。今の俗の。うたよ鄙哥にも。其哥の詞を取て。某節と名くるもの多し。まさから書にも。其首は言以て。篇名とし。哥曲は名とせる例多かるを。こは古も今も。皇国も外国も。たのむから同じ心ぞなかりけり也。然るを今。此阿米那流夜は歌なるは。比那てふ言無きに。夷振と名けしは如何といふに。書紀に。阿米那流夜の歌を。阿麻佐加流比那都賣能を云歌と。二首並ぶる。次歌は比那てふ言を取れ也。初句は。枕詞なる故に。次句を取しなるらむ。さなれ。阿米那流夜の歌も奏ふ振の。彼と全同じき故なり。樂府にて。一部に收めて。共なり夷振を呼しなり。其は此歌のみならぬ。允恭天皇卷にも。

夷振之上歌。また夷振之片下と云なる也。此等の歌にも。比那てふ言は無きに。然呼は。これ右の定なる也。神樂歌に。前張と云は。前榛に衣は染むと云を。を云ふ歌一曲は名なるを他の歌をもかねて。十六曲の總名になして。大前張小前張と呼ぞも思ひ合はすべし。大前張七首。小前張九首。此も其と全同じきをや。前に云る如く。凡て某振と云は。みな其振々歌分む料の。假は名なるに振なに同じ歌ならむには。幾首にても合せて。一名を呼むこそ。本とも也然るべきわざなれ也。右は前張も然なり。然るを或説に。躰製備れるを。大和哥と云に對へて。備らざるを夷曲といふ。辺鄙の風情なりと云るは。ただ書紀をのみ見て。夷曲字にのみ拘はりて。古事記などの他例をも考

ヿ妄。まだ古意をもしらぬ、例の後ノ世心ノ妄説にて、なるを、世ノ人もみな、然心得居るはいかにぞや、一ノ傳に。比那都賣能と云歌をも。此時ノ歌とせるは誤なり。彼ノ歌は。別に上ツ代ノ戀ノ歌にて。此ハ更に由縁なし。然るを注解どもに、強て此に叶へむとて、さまざまに云るは、皆當らぬ説なり。彼ノ歌を此に載たるは。彼ノ歌を樂府にて。阿米那流夜ノ歌と並べて。共に夷振なる故に。同時の作とせる傳へも有しにや。されどそは誤りにて、古事記に、彼ノ哥ハ無きぞ、正しき傳なりける、然れど天在やの歌を。夷振と云は。夷津女の歌に引きたる名。比那都賣ノ歌ノ此に載れるは。天在やノ歌に引れて。出たる物と心得るときは。万ツの疑ヒハ晴ぬべし。今云、師のかばかり委き考を見ながら、久老がなほ彼ノ哥をも、下照比賣の哥にせむと解たるは、甚じき强説なりける。凡て彼ノ人ノ日本紀哥解は、吾が師の解ノ、かれても言を加ふべからむを、説得られし哥詞を、なき手を出して、別に説なさむと爲たる状にて、いとあぢき無き説ぞ多かる。

○門人、羽田野敬雄云ふ。此ノ廿一の巻を板に彫成て吾が皇道を。異邦までも。傳へはなしと勤むハ。己が仕奉る。八幡ノ大神の文庫ノ執事る。三河ノ国渥美ノ郡吉田ノ驛に家居る。廣岩敬敏。佐野深寧と。設樂ノ郡稲橋の里長。古橋ノ暉皃となも。

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan